

令和8年度
事業計画



社会福祉法人
目黒区社会福祉事業団

目 次

第 1	基本方針	1
第 2	経営理念	1
第 3	経営目標	2
第 4	全施設・事業共通の取り組み	3
第 5	重点的な取り組み	6
第 6	組織図	8
第 7	職員配置表	9
第 8	総務部	10
第 9	特別養護老人ホーム	14
第 10	在宅ケア多機能センター	22
第 11	ケアプランセンター	30
第 12	心身障害者センターあいアイ館	33
第 13	かみよん工房	39
第 14	大橋えのき園	42
第 15	下目黒福祉工房	46
第 16	のぞみ寮	50
第 17	みどりハイム	53
第 18	西部包括支援センター	57

第1 基本方針

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）が令和5年5月に「5類」扱いに移行となり、以降当事業団では感染対策は継続しながら、利用者へのサービス水準をコロナ禍以前の状態に回復すべく取り組んできました。

具体的には、利用者との面会制限の段階的緩和、行事やレクリエーションも施設内で実施するものから徐々に再開させるとともに、ボランティアの受け入れ及び地域との交流も内容により段階的に再開させるなど、慎重に対応をすすめてきました。

令和8年度においては、こうした取り組みをさらに本格化させ、利用者サービスの質を向上させ利用者満足度を高めていきます。

深刻化する福祉人材の不足、特に介護士の不足については、令和7年当初より技能（介護）の資格を持つ外国人の採用活動を行い、一定数を確保することができました。日本人の応募者が減少する中、外国人の採用も人材確保策として継続していきます。

また、運営面においては、新型コロナ及び原油高による光熱費の高騰等の影響が多大であったことから、収支改善を主な目的として令和6年3月に従前の経営計画を改定し、以後同計画に基づき財務状況の改善に取り組んでいます。

令和7年度においては、都や区からの補助金等もあり一定の改善はできましたが、引き続き諸物価の高騰、高止まりの影響もあり現状では予断を許さない状況が続いています。

厳しい環境下ではありますが、当事業団では引き続き改正後の経営計画に基づき、利用率の向上、人員配置の見直し等を行い収支改善、財務基盤の強化に努めていきます。

なお、利用者の新型コロナの感染による重度化リスクを防止するため、マスク着用等の感染対策は引き続き行います。

第2 経営理念

当事業団は、その存在意義、使命、職員の行動規範となる原理・原則として「経営理念」を次のとおり定めています。

目黒区社会福祉事業団は、**個人の尊厳を大切に**し、利用者が住み慣れた地域で安心して快適な生活が営めるよう、**地域で最も信頼され、喜ばれるサービスの提供を、効率的で柔軟かつ健全な経営**をもって行うことにより、目黒区における地域福祉の向上に寄与します。

目黒区の出資により設立された当事業団は目黒区の地域福祉増進の一翼を担う存在であるという自覚の下、人権を尊重することを何よりも大切にし、あらゆる場面においてノーマライゼーションの理念を徹底することを基本とします。

また、サービスの提供に際しては、常に利用者一人ひとりに安心かつ満足していただける質の高いサービスを追求するとともに、地域で必要とされるサービスや制度の狭間にあるニーズを把握し、新たなサービスの提供につなげていきます。

こうした取り組みを当事業団のあらゆる資源の活用により、前例にとらわれず効率的・効果的に行い、地域に愛され親しまれる法人運営・施設運営を目指します。

第3 経営目標

経営理念を実現するため当事業団が目指す基本的な目標として「経営目標（平成30年度～令和10年度）」を次のとおり定めました。なお、状況の変化により必要が生じた場合は、目標年次前においても見直しを行います。

経営理念	経営目標
個人の尊厳を大切にします。	・人権尊重の理念に基づいたサービスを提供します。 ・一人ひとりの立場や個性を大切にし、自立した生活につながるよう支援します。 ・プライバシーを尊重した支援を行います。
地域で最も信頼され、喜ばれるサービスを提供します。	・利用者と家族に満足していただける安全・安心なサービスを提供します。 ・職員の専門的な知識や技術を高め、サービスの質の向上を図ります。 ・区立施設の役割を果たすとともに、社会の要請に応じた柔軟なサービスを提供します。 ・地域のニーズを的確に捉え、地域共生社会の実現及び地域包括ケアの推進に向けた取り組みを進めます。
効率的で柔軟かつ健全な経営を行います。	・質の高いサービスを効率よく提供し、柔軟で安定した経営を目指します。 ・施設規模や事業内容に応じた適正な経費による施設運営を行い、新たに開始する自主事業等の運営を早期に安定化させることにより、経営基盤の強化を図ります。 ・ワークライフバランスへの配慮や働きやすい職場環境を提供するなど、人材の確保・定着・育成への取り組みを強化します。 ・職員の法令遵守や業務改善意識を高めるとともに、内部管理体制の整備や積極的な情報公開を行うなど、透明性の高い法人経営を行います。

第4 全施設・事業共通の取り組み

施設長は経営における社会的責任を自覚し、施設が目指す目標の実現に向けてリーダーシップを発揮し、法人の経営理念、経営方針及び経営目標を明示するとともに、職員に周知徹底を図り円滑な業務遂行に向け、以下の取り組みを行います。

1 運営管理

(1) 会議

利用者のニーズに応え、合理的な施設の管理運営を図るため、各種会議を通じて積極的な意見交換や検討を行い職員の意見を反映させながら施設運営を行います。

(2) 委員会

利用者サービスの向上と業務の見直しをするために各種委員会を設置します。その中で問題解決に向けて各委員会の担当職員が主体的に調査、検討、実施します。

(3) 福祉サービス第三者評価

サービスの改善に資するため、第三者評価を定期的に受審します。評価の結果、指摘を受けた課題について解決・改善に向け取り組み、また、実施できている項目は維持するよう努めます。

(4) 苦情、要望

事業所ごとに、サービス内容に関する相談や苦情の窓口及び責任者を設置し、要望・苦情等に速やかに対応します。

さらに、法人に苦情解決第三者委員を設置し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進します。

(5) 個人情報保護

事業団の「個人情報保護規程」及び目黒区との「施設の管理の業務に係る個人情報取扱覚書」に基づき、個人情報に関する帳票及び管理体制などの点検を実施し、各施設における個人情報保護の徹底に努めます。

特定個人情報（マイナンバー）については、事業団の「特定個人情報取扱規程」及び目黒区との委託契約における仕様に基づき、適切に取り扱います。

(6) 防災対策

防災計画は、火災や地震などを想定して策定し、定例的な訓練及び地元町会などと共同した総合防災訓練を実施します。

事業団では、大規模災害発生時に、利用者の安全を図るとともに、事業の維持・継続に向け速やかに行動できるよう「大規模災害対策計画」を策定しています。同計画に基づき、訓練・研修等を計画的に実施します。

(7) 地域との交流

地域住民や学校などからの施設行事などへの参加や体験学習、施設見学を積極的に受け入れます。さらに、施設利用者が地域行事へ参加し地域との交流を深めます。

また、地域の人や関係機関を対象に、施設の機能や専門性を活かした事業（家族介護教室、いきいきサロン・会食サービス、地域はつらつセミナー、活動場所の提供、講師派遣等）を行います。

(8) ボランティアの受け入れ

ボランティアが継続的に活動できるように、更に、積極的に受け入れられるよう態勢を整備します。また、利用者・ボランティア双方にとってよい機会となるようにサポートして

いきます。

(9) 実習生の受け入れ

福祉人材の育成は、社会福祉法人の重要な役割と認識し、介護福祉士などの実習生を積極的に受け入れ、人材育成に努めます。

(10) 情報発信

サービス内容や行事並びに事業報告書や決算報告書などは、各施設での掲示や窓口配布、関係機関への送付など、わかりやすく説明するとともに、積極的に情報開示します。

また、ホームページ等を活用してタイムリーな情報発信に努めます。

(11) 職員提案制度

職員個々が持つ能力や創意工夫を最大限に引き出し、利用者サービスの向上と効率的な事業運営を図ります。

2 職員育成・管理

(1) 目標管理・人事考課制度

「よりよい仕事をするための仕組み」として「目標管理制度」を引続き実施します。面談を通じて、職員と上司とで目標を共有することで、やる気や取組み、人材育成や能力開発、人材の定着に活かします。「人事考課制度」については、職員配置、管理スパン等組織の状況等を踏まえ、実施方法等について見直しの検討を行います。

(2) 研修（専門研修）

各施設では、職員の資質向上のため、契約職員・新任職員研修や専門研修を施設内で実施するとともに、東京都社会福祉協議会などが開催する研修にも積極的に参加します。

介護職の無資格者に対しては、補助金を活用した介護職員初任者研修等の受講、資格取得を促進します。また、日常の職務を通して OJT に努めます。

また、令和 7 年度より本格的に採用を開始した特定技能（介護）の外国人職員に対し、業務に従事していくうえで必要な事項等について学ぶ機会の提供や資格取得のための支援について検討し、実施します。

(3) 健康管理

職員に対し、定期健康診断（夜勤従事者は年 2 回）及び婦人科健診を実施するとともに、直接処遇職員（介護・看護・生活支援員等）については、腰痛健診を年 2 回（新規配属時には別途 1 回）実施し、腰痛予防に努めます。

労働安全衛生法に基づき、メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施します。

また、各施設において衛生委員会を設置または衛生推進者を選任し、職員の健康保持と職場環境の整備を図ります。

3 利用者サービス

(1) 人権意識の徹底

身体拘束等のない利用者の人権を尊重したサービスを提供するとともに、虐待防止法に基づき、サービス提供の中で虐待を発生させない仕組みを整備し、虐待の防止に取り組みます。

(2) プライバシー保護の徹底

各施設における介護・支援・相談などは、利用者のプライバシーの保護を徹底します。

(3) 安心・安全なサービス提供

利用者が安心して施設を利用できるよう環境整備・衛生管理を行うとともに、安全な介助

のために効果的に福祉機器を活用します。

また、事故記録の分析による予防対策及び危機対応マニュアルの活用により、新型コロナやインフルエンザなどの感染症対策に努めます。

第5 重点的な取り組み

事業団は、目黒区の福祉の向上に寄与することを目的として設立された社会福祉法人として、令和8年度において、次に掲げる事項に重点的に取り組みます。

1 個人の尊厳を大切に、満足していただける安全・安心なサービスの提供

特別養護老人ホーム、在宅ケア多機能センターでは、コロナ禍後に順次再開した行事、レクレーション及び日常的なサービスの充実化を図り、利用者の満足度を高めていきます。

障害者施設では、昨年度に続き利用者の高齢化による重度化など障害状況の変化や利用者ごとの作業内等に対する要望等を聞き取り、作業環境の整備や作業活動の見直し及び担当作業の変更を行い、個々の能力や適性に応じたサービス提供に取り組みます。

みどりハイムでは、施設を退所される世帯のその後の自立した生活を支援、フォローする取り組みを強化します。

包括支援センターでは、職員個々の相談援助力、対人援助力や地域でのネットワークづくりを強化し、課題を抱えた住民の支援を行います。

その他、各施設事業所で定期的な人権研修の実施などにより、虐待防止を含めた人権尊重への取り組みを継続します。

新型コロナについては集団感染の発生を防止するため予防対策を継続します。

2 区立施設としての役割を果たすとともに、地域共生社会の実現を目指す取り組み

特別養護老人ホーム等の高齢者施設では、再開したボランティアの受け入れや地域交流スペースを活用した地域との交流をさらに積極的に行っていきます。

心身障害者センターでは、区より新たに「一般相談支援事業」を受託し、施設や精神科病院等に入所・入院している障害者が地域で生活するための支援を行います。

かみよん工房では、販売できなかったパン等を地域の「こども食堂」へ無償提供するなどフードロス、地域貢献活動を開始しています。

大橋えのき園では、新たな地域イベントに参加するなど販路拡大に努め、施設のPRと地域との交流を進めます。

下目黒福祉工房では、地域の企業と連携し、作業や販売場所を開拓します。

のぞみ寮では、前年度に続き短期入所事業のPRに努め、関係機関への働きかけを強化することにより利用の促進を図ります。

みどりハイムでは、引き続き地域で生活するひとり親家庭へ支援について、地域の関係団体の協力を得ながら進めていきます。

西部包括支援センターでは、地域住民の最も身近な保健福祉の総合相談窓口として活用してもらえるよう講話、研修会などを開催しPRに努めます。

3 質の高いサービスを安定的に提供できる人材の確保・定着・育成

人材の確保についてはより一層困難さが増してきており、その影響は介護士のみならず、他の職種にも及んでいます。

採用活動としては、昨年度に引き続き職員参加によるイベントへの参加など対面による採用活動のほかWeb会議システム、LINE（SNS）などを活用した応募受付、説明会の実施など就職活動者のニーズに配慮しながら行います。

職員の定着に向けては、昨年度に引き続き、新卒や未経験者の早期戦力化のため、初任者・

実務者研修など適切に実施していきます。

前年度から本格的に採用した特定技能（介護）の外国人介護士には、介護福祉士の資格取得に向けた研修の受講を促進するとともに業務を行ううえで必要な事項等を学ぶ機会を設けるなど定着化を図ります。

また、多様な働き方に対応した職層（サービス専門職 B）の活用により、「仕事と生活の調和」の実現に配慮することで人材の定着につなげます。

4 効率的で安定した事業運営と法人の経営基盤の強化

当法人では、新型コロナの発生及び光熱費等の高騰などで多大な影響を受けたことから、収支改善を主な目的として令和 6 年 3 月に従前の経営計画を改定し、6 年度からは同計画に基づき収支改善に向けた取り組みを行っています。

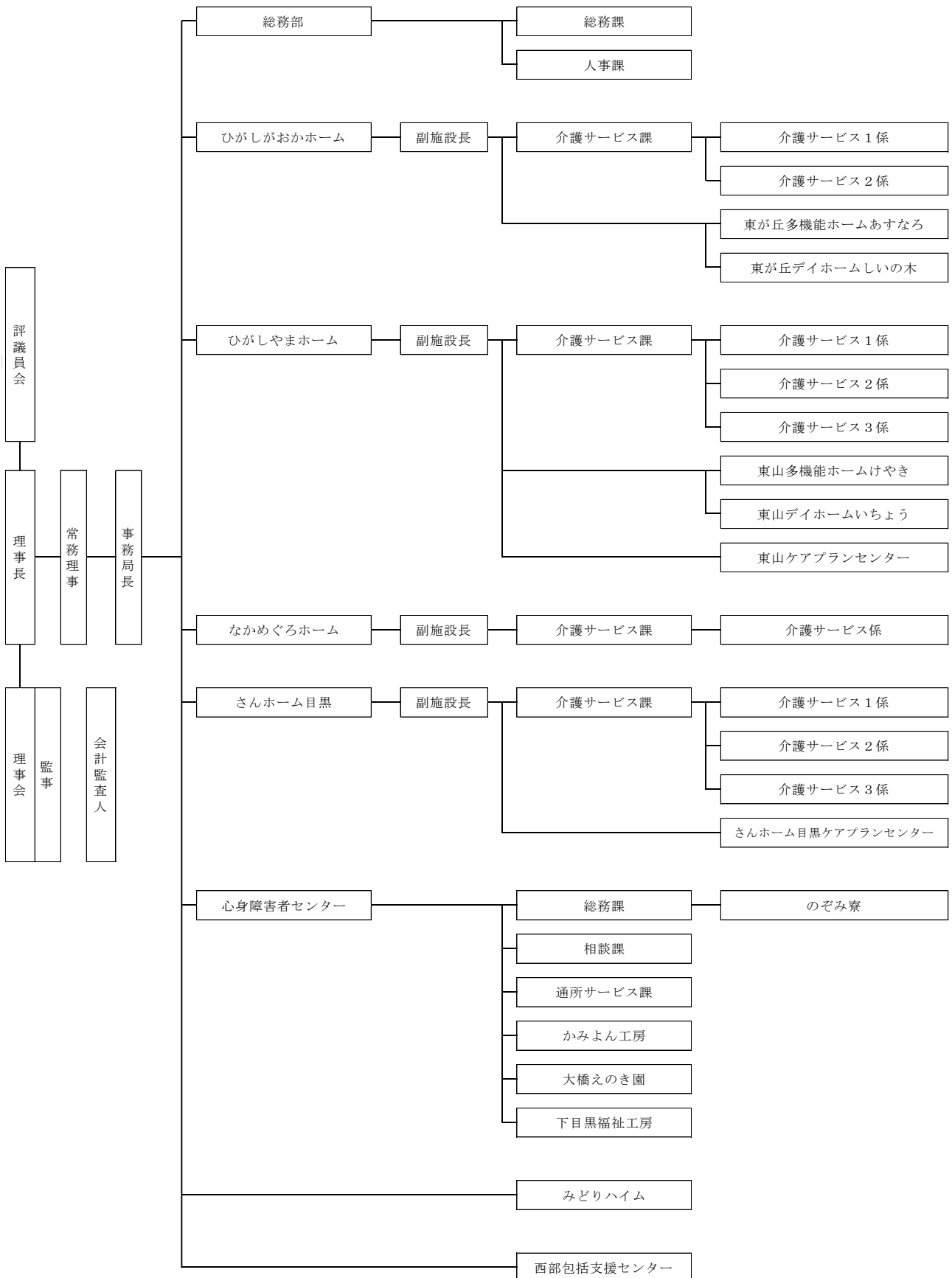
令和 8 年度も同計画で掲げた施設の利用率の向上等による収入増、人員配置の見直し、物品、消耗品等の必要経費の見直しによる支出縮減に取り組めます。

また、7 年度に本格的に開始した外国人の採用の継続、定着化を図り、必要な人材の確保を図り安定した事業運営を進めます。

なお、物価高騰による食事調理等の業務委託費が高騰したため、特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護事業の食費、居住費は本年 4 月から値上げをする予定です。

第6 組織図

令和8年4月1日



第7 職員配置表

令和8年4月1日

配置先 職務等		職 務 等													
		施設長・所長	事務・福祉	介護士	生活相談員	社福土・ケアマネ主任ケアマネ	生活支援員	相談支援（専門）員	母子支援員・少年指導員	心理	看護師・保健師	機能訓練指導員（PT・OT・ST等）	栄養士	運転手・添乗員・用務等	計
総務部	正		11												11
	ス		1												1
特別養護老人ホーム 東が丘	正	1	2	36	2						4	1	1		47
	ス		1	9							1			1	12
特別養護老人ホーム 東山	正	1	3	47	3						4	1	1		60
	ス		1	11							2	1		1	16
特別養護老人ホーム 中目黒	正	1	1	22	1						2	1	1		29
	ス		1								2			1	4
さんホーム目黒	正	1	2	45	2						3	1	1		55
	ス			13							2			4	19
東が丘多機能ホーム あすなろ	正	1		7											8
	ス			3							1			2	6
東山多機能ホーム けやき	正	1		7											8
	ス			3							1			2	6
東が丘デイホーム しいの木	正	1		2	1										4
	ス			3							1			4	8
東山デイホーム いちょう	正	1		2	1										4
	ス			3							1			4	8
東山 ケアプランセンター	正					4									4
	ス														0
さんホーム目黒 ケアプランセンター	正					4									4
	ス														0
心身障害者センター	正	1	2				21	7			4	1	1		37
	ス						5			1	2	2		1	11
かみよん工房	正	1					8								9
	ス		1				1							1	3
大橋えのき園	正	1					15								16
	ス		1				4				1				6
下目黒福祉工房	正	1					13								14
	ス		1				2						1		4
のぞみ寮	正	1					3								4
	ス														0
みどりハイム	正	1							7	1					9
	ス														0
西部 包括支援センター	正	1				12					2				15
	ス										1				1
計	正	15	21	168	10	20	60	7	7	1	19	5	5	0	338
	ス	0	7	45	0	0	12	0	0	1	15	3	1	21	105
令和7年4月1日現在	正	15	21	168	10	20	60	6	7	1	19	5	5	0	337
	ス	0	7	45	0	0	10	0	0	1	15	3	1	21	103

※1 「正」は正規職員の略。

※2 「ス」は契約職員（スタッフ）の略。嘱託医は含みません。

第8 総務部

総務部は、事業団の効率的かつ健全な運営を図るため、法人本部としての機能を果たすとともに各施設間の連絡・調整を行います。

1 令和8年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

- ① 区との協議に基づき、本部運営補助や指定管理料の見直しを実施し、財務基盤の強化を図ります

実施内容	方 法
収支計画に基づき、財務運営の自立化を進めていきます。	- 改定後の第三次経営計画の収支計画に基づき、引き続き財務運営の自立化に向けた各取り組みを推進します。 - 事業収益の確保に向けては、各施設、事業の利用率の段階的な向上による事業収入の増を図り、また組織、人員配置の見直し等により人件費を縮減することなどにより収支を改善し、本部運営経費が賄えるように取り組みます。 - 上記の取り組みに際しては、年度単位で段階的に行うため、区からの本部運営補助金（退職手当分を含む。）及び施設運営に係る指定管理料は、事業収益の確保計画と連動させる必要があるため、区と協議の上実施時期、額等を年度単位で段階的に変更することで財務基盤の安定化を図ります。
事業収益による本部運営への転換を図っていきます。	
将来の退職手当支払いに必要な資金を確保していきます。	

- ② 適正な人件費の確保を図ります

実施内容	方 法
業務内容に応じた適正な人員配置に努めます。	財務基盤の安定化に向けて改定した「第三次経営計画」の内容に基づき令和6年度に見直した組織体制を維持し、各施設、事業の円滑な運営を支援するとともに同計画の進捗状況を適宜把握し適正な人員配置を行います。

- ③ 自主事業、新規施設の安定的な運営を目指します

実施内容	方 法
区立特別養護老人ホームの運営において、収入の確保と経費の縮減を計画的に行っていきます。	- 目標利用率の確保に努めるとともに、物価高騰等に対応するため、経費縮減に向けた職員配置、委託経費の見直しを行います。 - 指定管理料、施設利用料については、区立施設として安定した運営を行うために必要な経費については区と協議していきます。

④ 計画的な人事管理に努めます

実施内容	方 法
介護人材の確保に努めます。	・対面による採用活動のほか、Web 会議システム、LINE (SNS) を活用した応募受付、説明会、及び面接などを継続し、就職活動者のニーズにあった採用活動を行います。 ・職員参加により、インターンシップや施設見学の積極的な実施、就職フェアへの出展も継続します。 ・特定技能（介護）等に該当する外国人の計画的な採用を継続します。
職員の定着・育成に努めます。	・新卒や外国人介護士の早期戦力化を図るため、初任者・実務者研修の受講などを適切に実施していきます。 ・職員の育成については、OJT 実施のほか、年間研修計画に基づき職層研修等を実施します。 ・多様な働き方に対応した職層（サービス専門職 B）により、「仕事と生活の調和」の実現に配慮し、人材の確保に取り組みます。 ・職員の定着や働きやすい職場づくりのための福利厚生や身体への負担軽減措置等への提案を行うとともに実施に繋げていきます。
ストレスコントロール、腰痛防止など職員の心身の健康管理に努めます。	・労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを実施します。また、同制度の周知や産業医との連携を行い、職員のメンタルヘルス不調の未然防止に努め対応していきます。

⑤ 積極的に情報を提供し、十分な説明責任を果たします

実施内容	方 法
ホームページの活用等、情報を可能な限り提供し、タイムリーな情報の発信を行います。	・ホームページを通じて、施設での利用者の生活状況や活動状況を知ることができるよう、情報更新を適宜に行う、また内容が陳腐化していないかのチェックを行うなど充実を図ります。

⑥ 法人として適正な業務を実施していくための取り組みを強化します

実施内容	方 法
新型コロナ等の感染症の予防に努め、集団感染とならないよう取り組みます。	・利用者の皆様が安心して利用出来るよう感染症の情報収集、予防に努めます。 ・新型コロナは減少傾向にありますが、集団感染とならないよう感染対策は継続します。 ・コロナ禍後、順次再開してきた行事等のサービスを充実させるため施設と連携して対応していきます。

⑦ 健全な財務規律を確保します

実施内容	方 法
法人の経営状況・財務状況を正確に把握し、透明性の高い財務管理を行います。	・計算書類の作成を正確かつ迅速に行い、各事業別の経営状況等を的確に把握し、適正な財務

	管理を行うことができるよう、予算執行や財務管理に関する管理職層、事務担当者の知識・実務能力の向上に努めます。 ・経営会議における収支報告を継続し、適切に予算・実績の管理を行い財務規律の確保に努めます。
--	--

2 運営管理

(1) 理事会・評議員会

法人運営における重要事項を決定するため、理事会・評議員会を開催します。

開催時期	予定される主な議案
6 月	前年度事業報告及び決算報告
9 月～10 月	補正予算（第 1 号）
3 月	補正予算（第 2 号）、次年度事業計画及び予算

※ 必要に応じて臨時に開催。

(2) 運営協議会

地域や利用者の意見を法人運営に反映させるため、運営協議会を年 2 回程度開催します。

(3) 会議

事業運営における重要事項の検討及び目黒区と協議・調整する事項並びに施設間相互の調整など、円滑な事業執行を図るため経営会議及び拡大経営会議を定例で開催します。

(4) 人事・給与

採用事務や給与計算は、引き続き総務部において一括処理します。効率的な一括処理を行うため、クラウド化や DX 化について、可能な限り現環境の見直しを進めていきます。

(5) 経理

各施設の会計処理は、引き続き総務部において一括して効率的に処理を行い、会計基準に基づいた拠点区分・サービス区分ごとの収支を適切に把握することにより、各事業の特性に応じた適正かつ効率的な経費執行に努めます。

また、社会福祉法人制度改革の一環として導入された「社会福祉法人財務諸表等開示システム」への適切な対応を行うとともに、内部管理体制の整備及び会計監査人による監査等により制度に則った透明性の高い財務諸表の作成を行います。

さらに、会計実務に関する研修や OJT を通じて、担当職員の専門性向上と内部統制意識の醸成を図ることで、持続可能な財務管理体制の構築に努めます。

3 職員育成・管理

職員育成については、それぞれの階層・経験年数において必要な知識・技能など職務遂行能力の向上を図ります。

また、健康管理及び福利厚生制度の実施など職員にとって働きやすい環境を整えます。

(1) 職層研修の実施

- ① 新人職員研修
- ② 入社 2 年目研修
- ③ 中堅職員研修（サービス専門職 A・総合職）
- ④ 総合職転換者研修
- ⑤ 中堅職員研修（ステップアップ・フォローアップ）（総合職）

- ⑥ 指導職（2 級）研修（昇格時・5 年目・7 年以上）
- ⑦ 指導職（1 級）研修（昇格時・3 年目・5 年以上）
- ⑧ 管理職（2 級）研修（昇格時・3 年目・5 年以上）
- （2）特定技能外国人向け研修
- （3）職員の福利厚生・健康診断の実施
 - ① 定期健康診断・婦人科健診・夜勤者健診・腰痛健診
 - ② ストレスチェック

4 介護・福祉人材育成事業

平成 30 年度から受託している介護・福祉人材育成事業について、これまでの実績や参加者からの要望を踏まえ、以下のとおり取り組みます。

（1）研修事業

区内介護事業所の介護職員等に対して、スキルアップ研修（全 11 回）を実施することにより、業務にやりがいを持って従事する介護職員の定着や、介護サービスの質の向上を図ります。

また、参加者のニーズに合わせ、本年度も Web 開催を継続し参加しやすい環境を整えます。

（2）介護職員相談事業

区内介護事業所の介護職員等に対して、業務上の悩みを相談できる相談事業を実施することにより、介護職員の離職防止を図ります。

受付方法については、毎週水曜日 14：00～16：00 の電話受付のほか、メール、FAX により常時受け付けることにより、相談しやすい環境を整えます。

第9 特別養護老人ホーム

1 施設の概要

(1) 施設

事業所名	目黒区立特別養護老人ホーム東が丘	目黒区立特別養護老人ホーム東山	目黒区立特別養護老人ホーム中目黒	さんホーム目黒
所在地	目黒区東が丘 1-6-4	目黒区東山 3-24-6	目黒区中目黒 5-7-35	目黒区目黒 3-20-8
介護保険 指定番号	介護老人福祉施設 (1371000280)	介護老人福祉施設 (1371000777)	介護老人福祉施設 (1371000272)	介護老人福祉施設 (1371005255)
	短期入所生活介護 (1371003789)	短期入所生活介護 (1371003805)	短期入所生活介護 (1371003813)	短期入所生活介護 (1371005248)
利用定員	介護老人福祉施設 100 人	介護老人福祉施設 130 人	介護老人福祉施設 55 人	介護老人福祉施設 96 人
	短期入所生活介護 10 人	短期入所生活介護 10 人	短期入所生活介護 5 人	短期入所生活介護 10 人

(2) 職員体制

職種	東が丘			東山			中目黒			さんホーム目黒		
	正規	契約	計	正規	契約	計	正規	契約	計	正規	契約	計
管理者	1	—	1	1	—	1	1	—	1	1	—	1
医師	—	5	5	—	5	5	—	3	3	—	4	4
生活相談員	2	—	2	3	—	3	1	—	1	2	—	2
介護支援 専門員	(1)	—	(1)	(3)	—	(3)	(1)	—	(1)	(3)	—	(3)
介護職員	36	9	45	47	11	58	22	—	22	45	13	58
看護職員	4	1	5	4	2	6	2	2	4	3	2	5
栄養士	1	—	1	1	—	1	1	—	1	1	—	1
機能訓練 指導員	1	—	1	1	1	2	1	—	1	1	—	2
事務・福祉	2	1	3	3	1	4	1	1	2	2	—	2
運転手 ・添乗員	—	(6)	(6)	—	(6)	(6)	—	(3)	(3)	—	3	3
用務	—	1	1	—	1	1	—	1	1	—	1	1
合計	47(1)	17(6)	64(7)	60(3)	21(6)	81(9)	29(1)	7(3)	36(4)	55(3)	23	79(3)

※ 介護職員及び看護職員には、上表の他にパート職員がいます。※ () は兼務者数。

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者の人権を何よりも大切にし、利用者一人ひとりに合ったより良いサービスを提供します。
- (2) 安全で安心して生活していただけるよう、事故防止や適切な医療連携に努めるとともに、災害などの緊急事態への適切な対応を図ります。
- (3) 医療的ケアが必要な方の受け入れ、緊急一時保護への対応、認知症ケアや看取りケアへの積極的な取り組みなどにより、区立施設としての役割を果たしていきます。自主運営施設の

さんホーム目黒においても同様の役割を果たせるよう努めます。

- (4) 地域の一員として施設の持つ能力を最大限活用し、地域や住民に役立ち貢献できる開かれた施設運営を行い、地域福祉の向上に努めます。

3 令和8年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画（特別養護老人ホーム共通）

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 職員の専門的な知識や技術を高め、サービスの質の向上を図ります

実施内容	方 法
3年以上の中堅職員や指導職員への指導職研修を実施します。	・新人職員の育成を担当する3年以上の中堅職員や指導職員が、育成計画作成から評価まで自立的、中心的に実施できるように指導者研修を実施します。

② ワークライフバランスへの配慮や働きやすい職場環境を提供するなど、人材確保・定着・育成への取り組みを強化します

実施内容	方 法
柔軟な働き方に応じた職員募集の継続と外国人介護士の採用により人材を確保し、各々の状況に合わせ長く働けるよう育成していきます。	・限定的な勤務、雇用形態等の正規職員及び外国人介護士の採用を積極的に進めます。 ・採用した外国人介護士には、個別に研修を実施し、資格取得のための支援に取り組みます。

③ プライバシーを尊重した支援を行います

実施内容	方 法
施設の個人情報保護体制の維持向上に努めます。	・介護支援システムの更新に伴いクラウドサービスの利用に移行するため、情報セキュリティ対策基準、システム運用基準及びセキュリティ実施手順の更新、および研修を通して情報資産の機密性、完全性等を一層高めていきます。

④ 質の高いサービスを効率よく提供し、柔軟で安定した経営を目指します

実施内容	方 法
利用率の向上などにより事業収益を確保していきます。	・目標利用率達成に向け、利用者の逝去、入院により生ずる空きベッドの期間短縮、転用によるショートステイ利用を引き続き積極的に行っていきます。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

改善事項については、次に挙げる方法で改善に努めます。

① 特別養護老人ホーム東が丘

項 目	方 法
日々の生活の中で、季節を感じながら楽しみを持てる行事・レクリエーションを提供します。	・コロナ禍後の対応として、できるだけ施設の行事等にご家族も参加ができるようにします。 ・季節を感じ楽しめるよう、近隣への散歩等を行います。 ・ボランティアの受け入れを増やし、季節感を感じる日常活動の充実や行事を増やします。
ホームでの生活の様子を定期的にご家族へお知らせします。	・予定のお知らせや利用者の生活の様子をホームページに随時掲載、更新するほか LINE などでも個別にも情報を発信します。

② 特別養護老人ホーム東山

項 目	方 法
利用者一人ひとりを理解し、その人らしい生活が送れるように支援します。	・ご本人やご家族から施設での生活に対する要望等を伺い支援します。 ・日常生活や行事など、ご希望に沿ったサービスが提供できるように支援します。
新しいボランティア活動を受け入れ、利用者の楽しみの充実や域との繋がりがもてるように取り組みます。	・コロナ禍以前のボランティア活動だけでなく、新規の活動も積極的に受け入れます。 ・ご家族にも一緒に参加していただけるような行事を計画し実施します。

③ 特別養護老人ホーム中目黒

項 目	方 法
利用者が「大切にされている」と感じて生活できるよう努めます。	・人権研修やサービスマナー研修を実施し、利用者の気持ちを大切にできる職員の育成に努めます。 ・経験年数や技量に合った研修を計画的に実施することで、職員のモチベーション向上、人材育成に取り組みます。
多くの利用者が外出できる機会をつくります。	・利用者の要望を確認し、職員だけではなくご家族やボランティア、実習生等の協力を得ながら、一人でも多くの利用者が外出できる機会をつくります。

④ さんホーム目黒

項 目	方 法
ユニットケアの特性を活かし、小さな単位での個別ケアに取り組みます。	・引き続き、利用者からの日常的な聞き取りや一日の生活の流れを示す「24時間シート」によって個々の意向や嗜好、生活リズムを把握し、その方に合った活動を支援します。
家族等及び地域とのつながりが深まるよう取り組みます。	・ボランティアの協力を得ながら地域との交流を持てるよう行事などの開催を企画、実施します。 ・“もっと外出してみたい”などの希望があるため小グループでの外出機会作りに取り組みます。また、利用者と家族等と一緒に参加できる行事を増やします。

(3) 目標利用率（特別養護老人ホーム・短期入所生活介護 共通）

特別養護老人ホームの目標利用率は、空床利用の短期入所生活介護(ショートステイ)を含め95.0%とし、空床期間の短縮や入院中の利用者のベッドを有効活用して、短期入所生活介護の利用者を受け入れます。また、短期入所生活介護の利用率は100%を目標とし、居宅介護支援事業所へ空床状況等の情報を発信するなど連携を強化し、利用率向上へつなげます。

4 サービス内容

特別養護老人ホームと短期入所生活介護は、一部を除いて以下のとおり同様の介護サービス等を提供します。

(1) 入所前の事前説明

新規入所者に対して、サービス内容やサービス提供体制等の情報提供と契約書や重要事項説明書の内容を理解したうえで入所して頂けるように事前に説明を行います。

(2) 施設サービス計画及び（介護予防）短期入所生活介護計画

施設サービス計画及び（介護予防）短期入所生活介護計画（以下「サービス計画」という。）の立案・サービス計画は自立支援と生活の質の向上を目的とし、利用者及び家族等の意向、要望を可能な限り反映させて作成します。

(3) 介護

介護にあたっては同性介助に努めるなど人権に配慮し、利用者個々のサービス計画に沿って入浴・排泄・食事など必要な介助を行います。また、自立支援の観点から、できることは利用者自身で行えるよう支援し、残存能力の維持向上を図ります。

① 入浴の介護

入浴は、利用者の健康状態に応じて週2回以上行います。体調不良等により入浴できない方には清拭(せいしき)を行います。

② 排泄の介護

一人ひとりの心身の状態を確認して、自立に必要な援助を行います。おむつを使用せざるを得ない場合は、個人の状況に応じた適切な方法により適時援助を行います。

③ 食事の介護

利用者の嚥下機能や心身状態に応じて、安全に自立して食事ができるよう援助します。食事は、常食のほか、利用者の咀嚼・嚥下機能、消化・吸収機能などの身体状態に合わせた食形態で提供します。また、四季折々の行事食や、メニューを選べる選択食を提供します。

(4) 栄養ケアマネジメント

管理栄養士が、医師をはじめ他の専門職と共同して、各利用者の栄養状態を把握し、一人ひとりの摂食・嚥下機能に合わせた栄養ケア計画を作成し、栄養状態の維持や改善に努めます。また、医師の指示による療養食にも対応します。

(5) 健康管理

- ① 嘱託内科医師、嘱託精神科医師及び看護師が、日常の心身の健康管理を行い、必要に応じて健康保持のための適切な手当、援助を行います。
- ② 年1回定期健康診断を行います。
- ③ 施設内感染予防のために予防接種、感染症予防対策を実施します。
- ④ 夜間看護師を配置し、医療的ケアの必要な利用者が安心して介護を受けられるようにします。
- ⑤ 下記の病院に協力を依頼し、利用者の緊急対応の便宜を図っています。

厚生中央病院	東京共済病院	日扇会第一病院	碑文谷病院
本田病院	三宿病院	目黒病院	

(6) 口腔ケアマネジメント

歯科医師や歯科衛生士の指導助言を受け、利用者一人ひとりの口腔ケア計画を作成したうえで、口腔内の機能維持を図ります。

(7) 看取りケア

利用者及び家族等の要望があり、主治医が看取りの時期であると判断した場合に看取りケアを実施します。

実施の際には「看取りケア指針」に基づき、利用者及び家族等の意向を反映した看取りケア計画を作成し、それに沿って「その人らしい尊厳ある看取り」を実施します。

(8) 機能訓練

利用者の意向と生活状況を踏まえて個別機能訓練計画を作成し、機能訓練指導員と多職種が共同・連携して、生活場面で以下の機能訓練(生活リハビリ)を行います。

- ① 心身機能と生活能力の維持に努めます。
- ② 福祉機器を活用しながら利用者の持つ生活能力を活かした自立支援を行います。
- ③ 精神面及び生活の活性化を図ります。
- ④ 安心して過ごせるように居室のベッド周辺や車いす等の生活環境の調整をします。

(9) レクリエーション等

コロナ禍後の対応として再開させた行事、クラブ活動及び趣味活動の充実を図ります。

- ① 行事、クラブ活動及び趣味活動などは、利用者の希望や自主性を尊重し、家族やボランティア等の協力を得ながら計画的に実施します。
- ② 施設内で楽しみ、くつろげる場を提供するため、ボランティア等によるホーム喫茶を実施します。
- ③ 利用者の重度化に伴い、活動参加が困難な状況においても参加が可能となるよう工夫し、小グループや個別レクリエーション等を行います。

(10) 生活相談

利用者の心身の状況、その置かれている環境などを的確に把握するように努め、利用者及び家族等に対して介護や日常生活に関する様々な相談に応じ、必要な援助を行います。

(11) 利用者・家族等の声を反映

利用者集会や家族懇談会等を下表のとおり定期的に開催し、利用者や家族等からの意見や要望を直接聞く機会を設けます。また、利用者や家族等を対象とした満足度調査(アンケート)を年1回実施し、サービスの向上につなげます。

区 分	東が丘	東山	中目黒	さんホーム目黒
家族懇談会	年3回	年3回	年3回	年3回
利用者集会	毎月	毎月	毎月	随時
利用者懇談会	随時	年2回	随時	随時
満足度調査	年1回	年1回	年1回	年1回

5 日常活動等予定

特別養護老人ホームと短期入所生活介護における主な日常生活、活動及び行事の予定は下表のとおりです。

(1) 日課表

時 間	共 通
6:30～	起床、着替え、洗面
7:45～	朝食、口腔ケア
9:30～	朝の会、入浴
10:00～	レクリエーション、クラブ活動、お茶等
12:00～	昼食、口腔ケア
14:00～	入浴、レクリエーション、クラブ活動
15:00～	お茶等、おやつ（東が丘、東山、中目黒：週3回）
18:00～	夕食
19:00～	口腔ケア、着替え、就寝
20:00～	お茶等、服薬
21:00～	消灯（東が丘、中目黒）
22:00～	消灯（東山）

※ 上記のほか、排泄介助は定時と随時(個別に合わせた時間)で実施。体位変換は2～3時間ごとに実施。

※ さんホーム目黒は「ユニットケア」のため、日課を定めず個別対応で実施。

(2) クラブ活動

東が丘	東山	中目黒	さんホーム目黒
バック手芸クラブ	書道クラブ	書道クラブ	書道クラブ
コーラスクラブ	コーラスクラブ	コーラスクラブ	コーラスクラブ
	フラワーアレンジメント	朗読クラブ	手芸クラブ
	手工芸クラブ		園芸クラブ

(3) 年間行事予定

月	東が丘	東山	中目黒	さんホーム目黒	行事食 (共通)
4	お花見	お花見	お花見	お花見	
5	端午の節句 菖蒲湯	端午の節句 菖蒲湯 風船バレーボール	端午の節句 菖蒲湯 創立記念日	端午の節句 菖蒲湯	端午の 節句膳
6	買物サロン	ホットケーキ作り	おやつ作り	おやつ作り	
7	七夕 お盆供養	七夕 お盆供養	七夕 お盆供養	七夕 お盆供養	七夕メニュー 土用丑の日
8	リラクゼーション バスタイム	昭和週間 夏祭り 花火を楽しむ会	花火を楽しむ会		お祭メニュー (8月～10月)
9	秋祭り 花火大会 敬老会	花火を楽しむ会 敬老会	敬老会	敬老会	敬老祝い膳
10	運動会 保育園交流会 買い物サロン	貝塚まつり (秋祭り) ホットケーキ作り	秋祭り	秋祭り	
11	音楽を楽しむ会	お芋を食べる会 風船バレーボール	おやつ作り	運動会	
12	望年会 ケーキバイキング 柚子湯	望年会 柚子湯 ケーキバイキング	望年会 柚子湯	望年会 柚子湯	望年会 メニュー 年越しそば
1	新年会 初詣	新年会 獅子舞鑑賞会 初詣 お汁粉を食べる会	新年会 初詣	新年会 初詣 お汁粉を食べる会	おせち 料理 七草粥
2	節分豆まき	節分豆まき お好み焼き作り	節分豆まき	節分豆まき	福内膳
3	桃の節句 お花見 リラクゼーション バスタイム	桃の節句 寿司バイキング お花見ドライブ	桃の節句 お花見	桃の節句 お花見	桃の節句膳

※ お祭りや行事に合わせて行事食を提供。 ※ 近隣保育園等の訪問を不定期実施。

※ さんホーム目黒はユニット毎に季節の行事を実施。

(4) 月間行事予定

活動内容	東が丘	東山	中目黒	さんホーム目黒
個別及びグループ活動		ホーム喫茶	ホーム喫茶	コーヒーを楽しむ会
個別及びグループ外出		個別及びグループ活動	個別及びグループ活動	個別及びグループ活動
		個別及びグループ外出	個別及びグループ外出	個別及びグループ外出
		コーヒー喫茶	映画鑑賞会	おやつ作り(ユニット毎)

活動 内 容	東が丘	東山	中目黒	さんホーム目黒
		映画鑑賞会	ハンドマッサージ	
		二胡・三線演奏会		
		演芸等鑑賞会		
		ドッグセラピー		

6 緊急ショートステイ

介護者の急な疾病などにより緊急に受け入れが必要となった要介護者を受け入れるため、特別養護老人ホーム東が丘、特別養護老人ホーム東山に緊急ショートステイ床を各 1 床確保しています。

7 緊急一時保護

在宅で高齢者がその家庭による介護等を受けられない状況が発生した際、目黒区長が緊急に保護する必要があると認めた場合には、目黒区からの要請によりその高齢者を一時的に受け入れます。

8 地域との連携

(1) ボランティア

コロナ禍で中止又は縮小していた以下のボランティア活動等の充実を図り、地域との連携関係を深めます。

① ボランティアの受け入れ

話し相手や清掃等の生活支援、クラブ活動支援、技術支援、定例行事支援、行事支援のボランティアを積極的に受け入れます。

② ボランティア懇談会

継続して活動できるよう、ボランティアの意見や要望を取り入れるとともに、ボランティア同士の交流の場とします。

③ ボランティア講習会

地域や施設で活動できるボランティアを養成するため、未経験の方にも参加を呼びかけ、ボランティア講習会を開催します。

(2) 地域貢献活動

地域包括ケアシステムの一翼を担い、地域との連携を深めるとともに、特別養護老人ホームの特徴を活かして以下の活動を継続して行います。

① 「いきいきサロン・会食サービス」の開催

週 1 回、地域交流スペースを地域住民に開放するとともに、希望するひとり暮らし等高齢者には食事を提供します。

② 「地域はつらつセミナー」の開催

地域住民を対象としたセミナーを定期開催(各施設年間 3 回)し、施設の持つ専門知識と経験を地域に還元します。

③ 地域交流スペース貸出支援事業

地域住民を対象とした「手ぬぐい体操クラブ(毎週)」等の実施グループに地域交流スペースを貸し出します。

- ④ 目黒区の「めぐろシニアいきいきポイント事業」のサポーターに活動の場を提供します。
- ⑤ 実習・職場体験の場の提供
介護福祉士、社会福祉士、初任者研修等の資格取得の実習や小中学生の職場体験や大学生のインターンシップ、教員免許取得のための介護等体験、目黒区の生活保護受給者を対象とした社会体験などを積極的に受け入れます。
- ⑥ 家族介護教室〔目黒区委託事業〕
在宅で高齢者を介護する家族、援助者及び介護技術や知識の習得を希望される方などを対象に、家族介護教室を開催します。また、高齢者の健康を支え、在宅での生活が継続できるよう、食事や栄養及び健康管理についての知識を習得していただける講習を開催します。
- ⑦ 施設見学会の実施
介護の日(11月11日)に合わせ、多くの区民の方々に法人が運営する特別養護老人ホームを知っていただくために、施設見学会及び介護相談会を開催します。
- ⑧ 講師派遣
各施設には福祉や医療の専門職員が従事していることから、要請に応じて地域で開催される講座等の講師に積極的に派遣するよう取り組みます。
- ⑨ 車椅子貸出事業
施設の資源を地域で活用できるよう、施設が所有する車椅子を無償で貸出(原則として1回1週間の貸出)します。

第 10 在宅ケア多機能センター

1 施設の概要

(1) 施設

① 小規模多機能型居宅介護

事業所名	東が丘多機能ホームあすなろ	東山多機能ホームけやき
所在地	目黒区東が丘 1-6-4	目黒区東山 3-24-6
介護保険 指定番号	小規模多機能型居宅介護・介護予防 小規模多機能型居宅介護 (1391000419)	小規模多機能型居宅介護・介護予防 小規模多機能型居宅介護 (1391000344)
利用定員	登録定員 29 人 通い定員 18 人(1 日) 泊まり定員 7 人(1 日)	登録定員 29 人 通い定員 18 人(1 日) 泊まり定員 7 人(1 日)

② 認知症対応型通所介護

事業所名	東が丘デイホームしいの木	東山デイホームいちょう
所在地	目黒区東が丘 1-6-4	目黒区東山 3-24-6
介護保険 指定番号	認知症対応型通所介護・介護予防 認知症対応型通所介護 (1391000229)	認知症対応型通所介護・介護予防 認知症対応型通所介護 (1391000237)
利用定員	利用定員 12 人(1 日)	利用定員 12 人(1 日)

(2) 職員体制

① 小規模多機能型居宅介護

職種	東が丘多機能ホームあすなろ			東山多機能ホームけやき		
	正規	契約	計	正規	契約	計
管理者	1	—	1	1	—	1
介護支援専門員	(1)	—	(1)	—	(1)	(1)
生活相談員	—	—	—	—	—	—
介護職員	7	3	10	7	3	10
看護職員	—	1	1	—	1	1
機能訓練指導員	—	—	—	—	—	—
栄養士	(1)	—	(1)	(1)	—	(1)
運転手・添乗員	—	2(4)	2(4)	—	2(4)	2(4)
合計	8(2)	6(4)	14(6)	8(1)	6(5)	14(6)

② 認知症対応型通所介護

職種	東が丘デイホームしいの木			東山デイホームいちょう		
	正規	契約	計	正規	契約	計
管理者	1	—	1	1	—	1
生活相談員	1(2)	(1)	1(3)	1(2)	(2)	1(4)
介護職員	2(2)	3	5(2)	2(2)	3	5(2)
看護職員	—	1	1	—	1	1
機能訓練指導員	—	(1)	(1)	—	(1)	(1)
栄養士	(1)	—	(1)	(1)	—	(1)
運転手・添乗員	—	4(2)	4(2)	—	4(2)	4(2)
合計	4(5)	8(4)	12(9)	4(5)	8(5)	12(10)

※ () は兼務者数。

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者の人権を何よりも大切にし、利用者一人ひとりに合ったより良いサービスを提供し、一日でも長く在宅での生活が送れるよう支援します。
- (2) 少人数での個別ケア、柔軟なサービスの提供、専門的な認知症ケアなど、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型通所介護のそれぞれの特長を活かしたケアを行います。
- (3) 安全で安心して利用していただけるよう、事故防止や適切な医療連携に努めるとともに、災害などの緊急事態への適切な対応を図ります。
- (4) 地域密着型施設として、地域や住民に役立ち貢献できる開かれた施設運営を行い、地域福祉の向上に努めます。

3 令和8年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画（在宅ケア多機能センター共通）

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 利用者の主体性を尊重し、おかれている状況にあった介護・相談・支援を行います

実施内容	方 法
利用者主体の生活が送れるような支援を意識し、援助の際には利用者の意思の確認と選択の機会を尊重することを徹底します。	・活動参加への促しや介助の声掛けの場面などでは利用者の意思を尊重して対応します。 ・利用者一人ひとりの気持ちに寄り添い、通所サービスでは楽しめるような活動の充実を図ります。 ・小規模多機能では、自宅でどのように生活したいか等のニーズを聞き取り訪問サービスに活かします。

② 大規模災害対策などのリスクマネジメントを推進します

実施内容	方 法
大規模災害時に計画に基づいて行動できるよう、継続して訓練に取り組みます。	・発災時のリスクマネジメントと事業継続できるように、大規模災害対策計画に基づいた具体的な行動の訓練を実施します。

③ 効率的・効果的な施設運営・事業運営に取り組みます

実施内容	方 法
施設のPRに努めるほか、関係機関等への営業活動を強化します。	・医療機関、居宅介護支援事業所等の関係機関に対し顔の見える営業活動等を積極的に行い、信頼関係作りをすすめ、利用率の向上につなげていきます。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

改善事項については、次に挙げる方法で改善に努めます。

① 東が丘多機能ホームあすなろ（小規模多機能型居宅介護）

項 目	方 法
利用者一人ひとりが楽しめるように通いサービスの活動を工夫します。	・利用者がその日の活動を選択する個別レクリエーションの内容を充実させるとともに、利用者同士や職員と関わり楽しめる活動の機会を増やします。
利用者や家族が安心してサービスを利用できるよう報告・連絡の体制を強化し、信頼関係の構築に努めます。	・利用者の施設での活動の様子や連絡事項を適宜、適切に行えるよう、職員のコミュニケーション能力の向上について研修等を通じて行います。

② 東山多機能ホームけやき（小規模多機能型居宅介護）

項 目	方 法
利用者が快適に過ごせるよう環境を整えるとともに、認知症について理解を深めます。	・利用中の生活空間は快適か、個人情報への配慮がなされているか、嫌なにおいがしていないかなど、職員間で確認し、環境を整えます。 ・認知症の方への個別対応について検討し、より効果的な対応を行い、関係機関とも共有し、落ち着いた状態の維持、症状の改善に努めます。
サービスについてご利用者やご家族と気軽に相談できるようにします。	・利用中や送迎時の出来事等を積極的に発信し、課題がある場合には一緒に取り組みます。 ・毎月のモニタリング内容をご利用者、ご家族と共有することで必要なサービスの提供を行います。

③ 東が丘デイホームしいの木（認知症対応型通所介護）

項 目	方 法
家族からの相談等に対してアドバイスを積極的に行います。	・連絡ノート等で寄せられる家族からのご自宅での過ごし方の相談について、職員間で情報共有・検討し助言を行います。状況によりケアマネジャーと連携しながら家族と一緒に解決に取り組みます。
個別活動及びレクリエーションの充実を図ります。	・利用者毎の趣味や保持能力を生かした、その方の能力を生かした、個別活動の充実を図ります。

④ 東山デイホームいちよう（認知症対応型通所介護）

項 目	方 法
快適な一日を過ごしていただけるようプログラムを工夫します。	・利用者一人ひとりのニーズに合わせたサービスを提供します。 ・楽しく快適にご利用していただけるよう個別に聞き取りを行い、プログラム内容を工夫してやる気を引き出せるような活動を行います。
気軽に相談できるような関係づくりに努めます。	・利用者、家族と密にコミュニケーションを取りながら、気軽に相談できる関係性を築きます。また、世帯で課題を抱えている場合は関係機関と連携して包括的な支援につなげます。

（３）目標利用率

- ① 小規模多機能型居宅介護では登録率 70.0%を目標とし、最重要課題として取り組みます。
- ② 認知症対応型通所介護では利用率 55.0%を目標とし、さらなる利用率の向上に努めます。

４ 小規模多機能型居宅介護（東が丘多機能ホームあすなろ・東山多機能ホームけやき）

（１）営業日・営業時間

営業日・営業時間	365 日（年中無休） ①通いサービス（基本時間）午前 9 時～午後 6 時 ②宿泊サービス（基本時間）午後 6 時～午前 9 時 ③訪問サービス（基本時間）24 時間
休業日	なし

(2) 居宅サービス計画・小規模多機能型居宅介護計画

- ① 次に挙げる方針の下、利用者個別状況に合わせた居宅サービス計画(ケアプラン)と小規模多機能型居宅介護計画を作成します。

ア 少人数での個別ケア及び通い・泊まり・訪問を組み合わせた柔軟な対応により、きめ細やかな自立支援を行い、地域でのその人らしい生活を支えます。

イ 24 時間 365 日の安心を提供するとともに、家族や地域との連携により、在宅での生活を可能な限り継続できるように支援します。

- ① 計画作成にあたっては、適切なアセスメントに基づき、本人・家族・地域の力も生かしながら、必要なサービスを柔軟に提供します。
- ② 本人・家族へのトータルな支援のため、スタッフ全員で情報を共有し、チームケアを進めます。

(3) 通いサービス

① 利用時間

基本時間は午前 9 時から午後 6 時ですが、早い時間での自主通所、夕食を取ってからの帰宅など、一人ひとりの事情に合わせた利用に対応します。

② アクティビティサービス

レクリエーションや趣味活動を通し、利用者相互の交流を深め、生きがいのある豊かな日常生活を送れるように支援します。決められたプログラムに合わせるのではなく、その人その人に合わせた「寄り添うケア」に努めます。

③ 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な筋力の維持・向上を図るための訓練を行います。利用者の希望により身体状況にあった個別機能訓練を実施します。住み慣れた地域の中で生活を送っていただけるよう、散歩や買物などの外出の機会を大切にします。

④ 食事サービス

常食のほか、利用者の咀嚼(そしゃく)機能、消化・吸収機能などの身体状態に合わせて提供します。アレルギーなどで食べられない食品がある場合は、他の食品に代えて提供します。可能な限り利用者と職員の共同で食事の準備・調理・後片付けなどを行い、日常生活の場として過ごしていただけるようにします。

⑤ 入浴サービス

利用者の状態に合わせ、個浴浴槽又は機械浴槽により提供します。提供にあたっては、健康管理、衛生管理及びプライバシー保護に配慮します。

⑥ 送迎サービス

ルート送迎のほか、小型車による個別送迎を行います。

⑦ 健康管理

施設への来所時を中心に脈拍・血圧・体温などのチェックをし、入浴時や活動中だけでなく訪問時にも全身の観察や健康状態の確認をします。体調変化時は家族に連絡し、速やかに通院や往診につなげます。

(4) 宿泊サービス

- ① 通い慣れた場所、顔なじみの職員で、安心して泊まっていいただける環境づくりに努めます。
- ② 病院から在宅に復帰するまでの間など、一定期間の連続した利用にも対応します。
- ③ 体調の変化により自宅で過ごすことが不安な時や台風や降雪などの悪天候の際など宿泊室に余裕があれば、当日の利用希望にも応じます。

(5) 訪問サービス

- ① 通いサービスに出かけるための準備、服薬介助、夕食後の就寝介助、通いの利用がない日の見守りなど状況に合わせて訪問を行います。
- ② 通院介助、散歩、買い物なども、必要に応じて柔軟に対応することとしています。自宅を訪問することで、ご本人と家族の状況を全体として把握し、自宅と施設を通じてトータルに生活を支えています。
- ③ 訪問指示書や利用者宅の見取図を作成し、支援内容の明確化と職員間の情報共有に努めます。

(6) 相談・助言等

- ① 利用者及び家族が安心して在宅生活を継続できるように、介護支援専門員が中心となり、日常生活の困りごとや介護・健康・栄養などについて積極的に相談に応じ適切に助言していきます。
- ② 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談、助言及び申請代行等を必要に応じて行います。
- ③ 家族懇談会や活動見学会を開催し、家族間の交流を深める機会を提供するとともに、在宅介護を支援するよう情報提供に努めます。
- ④ 連絡ノートなどを活用し、利用者の状況変化等の共有化を図ります。

(7) 短期利用

登録定員に空きがあり、緊急やむを得ないなど一定の要件を満たす場合に7日(やむを得ない事情がある場合は14日)の範囲内で一時的に利用できる「短期利用」を実施します。

5 認知症対応型通所介護（東が丘デイホームしいの木・東山デイホームいちょう）

(1) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	365日（年中無休）午前9時～午後6時
休業日	なし

(2) 認知症対応型通所介護計画の作成

- ① 次に挙げる方針の下、利用者の個別状況に合わせた認知症対応型通所介護計画を作成します。
 - ア 認知症の方がその人らしい生活を続けられるよう、また家族の介護負担を軽減できるよう、認知症の専門的ケアを提供します。
 - イ 施設での活動のみならず自宅での生活も含めて利用者本人にとって望ましい暮らしを実現できるように支援します。
- ② 認知機能の障害を持っていても、利用者本人がこれまでに獲得してきた能力や知識が自然な形で発揮されるように支援します。
- ③ 利用者との関わりを通して行動・心理症状の背景要因などを把握のうえ職員間で共有してチームケアを進めます。

(3) サービス内容

① アクティビティサービス

レクリエーションや趣味活動を通し、利用者相互の交流を深め、生きがいのある豊かな日常生活を送れるように支援します。

作業活動を通じて日常生活動作の自立度の向上及び維持を図り、その成果が自宅でも活かせるよう援助します。

決められたプログラムに合わせるのではなく、その人その人に合わせた「寄り添うケア」に努めます。活動の中で達成感を得られ、役割意識を持てるように働きかけを行い、生活への意欲を引き出すように努めます。

② 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な筋力の維持・向上を図るための訓練を行います。

利用者の希望により機能訓練指導員が身体状況にあった個別機能訓練を実施するとともに、地域の中で生活を送っていただけるよう、散歩や買い物などの外出の機会を大切にします。

③ 食事サービス

常食のほか利用者の咀嚼(そしゃく)機能、消化・吸収機能などの身体状態に合わせて提供します。アレルギーなどで食べられない食品がある場合は、他の食品に代えて提供します。

④ 入浴サービス

利用者の状態に合わせ、個浴浴槽又は機械浴槽により提供します。提供にあたっては、健康管理、衛生管理及びプライバシー保護に配慮します。

⑤ 送迎サービス

送迎車により、添乗員が同乗し、自宅玄関まで送迎します。

⑥ 健康管理

施設への来所時を中心に脈拍、血圧及び体温などをチェックし、入浴時や活動時にも全身の観察や健康状態の確認をします。

(4) 相談・助言等

① 利用者及び家族が安心して在宅生活を継続できるよう、居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員と連携し、介護、健康及び栄養等について積極的に相談に応じ、適切に助言していきます。

② 利用者及び家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

③ 家族懇談会を年2回、活動見学会を年1回開催し、家族間の交流を深める機会を提供するとともに、在宅介護を支援するよう情報提供に努めます。

④ 連絡ノートなどを活用し、利用者の状況変化等の共有化を図ります。

6 行事予定

行事の目的を明確にし、充実した内容を計画実施したうえで利用者支援に活かします。

主な行事は下表のとおりです。

(1) 年間行事予定

月	東が丘	東山
4	お花見	お花見
5	菖蒲湯、小外出(あすなろ)	菖蒲湯、小外出
6	おやつ作り、あじさい祭り	おやつ作り
7	七夕会	七夕会
8	夏祭り	夏祭り、花火
9	敬老会	敬老会
10	運動会、小外出(しいの木)	小外出、秋祭り(貝塚祭りに参加)
11	住区祭り、小外出(あすなろ)	運動会、焼き芋
12	望年会、柚子湯	望年会、柚子湯、ケーキ作り
1	初詣、新年会	初詣、鏡開き
2	節分	節分、お汁粉作り
3	ひな祭り	ひな祭り(茶話会)

※家族懇談会を年2回、活動見学会を年1回予定。

(2) 月間行事予定

活動内容	東が丘	東山
	誕生会	誕生会
	近隣保育園と交流会	近隣保育園・小学校と交流会
	近隣散歩・外出・買物	近隣散歩・外出・買物

活動内容	東が丘	東山
	書道	書道
	歌声喫茶	アニマルウォーキング
	手話ダンス	リサイクル活動
	コーラス	作品展示
	音楽（ピアノ）	個別外出
		音楽（ハーモニカ・ピアノ・和太鼓・バイオリン・フルート・三味線等）、コーラス・朗読

※小規模多機能型居宅介護では、毎週1回程度「食事作り」と「おやつ作り」を実施。

7 地域との連携

コロナ禍後の対応として再開したボランティアの受け入れや地域での活動を今年度も積極的に行い更に地域との連携が促進できるよう取り組みます。

(1) 地域との交流・連携への取り組み

① 保育園・幼稚園との交流

近隣の保育園・幼稚園との間では、施設行事への園児の招待や、利用者が園の運動会に出向いて参加するなどの交流を行います。

② 職場体験の場の提供

中学生の職場体験や大学生のインターンシップ、社会福祉士、介護福祉士及び看護師などの専門学校や教員免許取得のための介護等体験等を積極的に受け入れます。

③ 町会等との連携

在宅ケア多機能センターの各運営推進会議には、地域から町会役員や地元民生委員に参加いただき、施設運営についてのご意見を伺うとともに、事業について知っていただく場とします。また、防災訓練では、町会の方に参加いただいての避難訓練等を実施します。

④ 地域との交流機会

散歩や買い物、地域の行事・イベントへの参加などの外出活動を積極的に行い地域との交流機会を確保していきます。

⑤ 施設見学会の実施

特別養護老人ホームと合同で、施設見学会を実施します。

⑥ 地域への貢献

地域交流スペースを活用し、認知症や介護についての地域向け講座を開くなど、地域に貢献する事業を実施していきます。また、地域や施設で活動できるボランティアを育成するために、ボランティア講習会を実施します。

(2) ボランティアの受入体制

- ① ボランティアによる様々な活動は、利用者にとって地域の方と触れ合う機会となるため、積極的に受け入れます。
- ② ボランティアを受け入れるにあたり、ボランティアの担当者を明確にし、活動の希望把握から調整まで行います。
- ③ ボランティア活動が行いやすいよう、ボランティア室を設けます。
- ④ 活動終了後に提出いただく「ボランティア活動日誌」には、施設への率直な意見や要望などを記載いただき、施設運営の改善につなげます。
- ⑤ めぐろシニアいきいきポイント事業の「いきいきサポーター」も、ボランティアとして受け入れます。

(3) 運営推進会議の開催

小規模多機能型居宅介護では 2 か月に 1 回、認知症対応型通所介護では 6 か月に 1 回、運営推進会議を開催し、利用状況や運営状況等を報告して情報を共有し、地域の課題について話し合う機会とします。

また、小規模多機能型居宅介護では、事業所として自ら提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、運営推進会議に報告したうえで公表します。

第 11 ケアプランセンター

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	東山ケアプランセンター	さんホーム目黒 ケアプランセンター
所在地	目黒区東山 3-24-6	目黒区目黒 3-20-8
介護保険指定番号	居宅介護支援 (1371004225)	居宅介護支援 (1371005057)
サービス提供地域	目黒区全域、渋谷区及び 世田谷区の一部	目黒区全域、渋谷区、港区 及び品川区の一部

(2) 職員体制

職種	東山			さんホーム目黒		
	正規	契約	計	正規	契約	計
管理者	1	—	1	1	—	1
主任介護支援専門員	1(1)	—	1(1)	1(1)	—	1(1)
介護支援専門員	2	—	2	2	—	2
合 計	4(1)	—	4(1)	4(1)	—	4(1)

※ () は兼務者数。

(3) 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 5 時
休業日	日祝日、年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 本人の意思を尊重した支援を行います。
- (2) 本人の有する機能を最大限生かせる支援を行います。
- (3) 本人を取り巻く生活環境も含めた支援を行います。

3 令和 8 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 人権意識の徹底を図り、虐待防止に取り組みます。

実施内容	方 法
利用者の人権を尊重したサービスを提供できるように、人権研修を継続的に実施し、人権意識の高い職員を育成します。	・人権研修を継続し、職員の人権に対する意識の維持、向上を図ります。 ・利用者への支援が「人権侵害」とならないようチェック体制を整えます。

② 質の高いサービスを効率よく提供し、柔軟で安定した運営を目指します。

実施内容	方 法
利用率の向上などにより事業収益を確保していきます。	・介護保険の体制加算要件を継続するため、職員 4 名以上の体制を維持します。 ・ケアプランセンター間の連携等により効率性を高め目標稼働率 90%を上回る稼働率を目指します。

- ③ サービス向上のため職員の知識や技術を高めます。

実施内容	方 法
職員の専門性の向上を図ります。	・職員個々の専門職としての知識、技術を高めていくため目的に応じて外部研修（都・区・その他）、法人研修への参加及び所内研修を実施します。

- (2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

改善事項については、次に挙げる方法で改善に努めます。

- ① 東山

項 目	方 法
より効果的な相談援助に取り組みます。	・利用者や家族から希望があった場合には、メールでの連絡を可能とするなど柔軟かつ効率的に対応します。 ・多様なニーズの相談に対しても他制度の理解を進め、関係者間で連携を取り効果的な援助を行います。

- ② さんホーム目黒

項 目	方 法
利用者の不安や迷いに寄り添った支援を継続します。	・利用者や家族の不安など気持ちに寄り添い分かりやすい説明を心掛けます。 ・本人や家族、医療機関や各事業所との連携をすすめ、迅速な支援を行います。

- (3) 目標利用率

安定した事業運営と収益性の確保の両方を実現するため、居宅介護支援の目標利用率の90.0%以上を達成し、介護予防支援は状況に応じて受託します。

4 サービス内容

- (1) 居宅介護支援事業

- ① 居宅サービス計画の作成

介護支援専門員は、利用者及びその家族と面接し課題の把握及び分析を行い、自立支援の観点に立って居宅サービス計画を作成します。

- ② サービス事業者等との連絡調整

当該地域における居宅サービス事業者に関するサービスの内容などの情報を提供し、利用者のサービス選択・同意を得たうえで、サービス事業者などとの連絡調整を行います。

- ③ 居宅サービス計画の実施状況把握

居宅サービス計画の作成後においても利用者、家族及び居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

- ④ サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画を効果的かつ実現可能なものとするため、必要に応じ居宅介護等の担当者からなるサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めます。

- ⑤ サービス提供方法等の説明等

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅などにおいて利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法などについてわかりやすく説明します。

- (2) 居宅介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に限る）

地域包括支援センターとの契約に則り、利用者本位の自立した在宅生活が送れるよう支援を行います。

基本的なサービス内容は居宅介護支援事業の内容に準じますが、サービスの実施結果及びその効果を把握し、地域包括支援センターへ報告を行うとともに、地域包括支援センターへ意見を求めます。

(3) 介護保険認定調査（目黒区からの受託）

目黒区との契約により、当該調査対象者に対して適正な要介護認定調査を実施します。

第 12 心身障害者センターあいアイ館

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区心身障害者センターあいアイ館
所在地	目黒区八雲 1-1-8
施設の種類	身体障害者福祉センター (B 型)
事業の種類	・ 生活介護 (1311000655) ・ 短期入所 (1311000036) ・ 特定相談支援 ・ 計画相談支援 (1331000990) ・ 基本相談支援 ・ 一般相談支援 ・ 地域相談支援 (地域移行支援) ・ 基本相談支援 ・ 地域活動支援センター ・ 障害者活動訓練 ・ 入浴サービス ・ 身体障害者福祉センターB 型 ・ 訪問食事サービス ・ 福祉機器サービス ・ 心身障害者に関する啓発 ・ 心身障害者団体が活動を行う場の提供 ・ 会議室等の貸出
利用定員	・ 生活介護 20 人 ・ 短期入所 2 人 ・ 障害者活動訓練 (デイサービス 15 人、機能訓練 8 人)

(2) 職員体制

職種	資格等	業務内容	正規	契約	計
管理者		部門統括、運営管理、人事管理	1	—	1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	生活介護、障害者活動訓練	1	—	1
事務		事務、集会予約システム、利用料金	1	—	1
相談支援員		庶務、短期入所、施設入浴、巡回入浴、訪問食事、啓発	1	—	1
相談支援専門員	相談支援専門員	計画相談、基本相談	7	—	7
医師	医師	健康管理指導、医学的相談	—	2	2
看護師	看護師	健康管理、医学的相談	3	1	4
理学療法士	理学療法士	機能訓練、利用者支援、基本相談	1	—	1

職種	資格等	業務内容	正規	契約	計
作業療法士	作業療法士	機能訓練、利用者支援、基本相談	—	1	1
言語聴覚士	言語聴覚士	言語機能訓練・利用者支援	—	1	1
心理		心理相談、利用者支援	—	1	1
生活支援員		利用者支援	18	2	20
入浴介助員		入浴介助	3	3	6
栄養士	(管理) 栄養士	栄養管理指導	1		1
用務		用務全般	—	1	1
合 計			37	12	49

※「契約」には、パート職員を含む。

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者主体のサービスを提供します。
- (2) 障害を超えてお互いに支えあい、協力しあえる支援を行います。

3 令和8年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

- ① 地域の区民及び関係機関と施設のネットワークを構築し、協力関係を深めます。

実施内容	方 法
区と連携して相談支援の拡大・充実に向けて取り組みます。	・相談支援事業において、「基本相談支援」「計画相談支援」に加え、「地域移行支援」を新規受託し、施設や精神科病院等に入所・入院している障害者が地域生活へ移行するための支援を行います。

- ② 地域における支え合いを推進します。

実施内容	方 法
区と連携し失語症等利用者への意思疎通支援事業の推進を図ります。	・失語症者が社会で生活していく上で、意思を確認し必要なコミュニケーションの橋渡しをする「失語症会話パートナー等派遣事業」の利用をさらに促進させます。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

改善事項については、次に挙げる方法で改善に努めます。

項 目	方 法
より分かりやすい情報提供に努めます。	・ホームページや連絡ツールアプリ「BAND」を活用し、日々の活動内容を積極的に発信します。

4 サービス内容

(1) 障害者総合支援法に基づく事業

① 特定相談支援事業

障害福祉サービスの利用に際して、自立支援給付費の支給決定に必要なサービス等利用計画書を作成します。また、障害をお持ちの方の総合的な相談に応じます。

ア 計画相談支援

- (ア) サービス利用支援
- (イ) 継続サービス利用支援

イ 基本相談支援

- (ア) 総合的な相談
- (イ) 医学的相談（リハビリテーション科）
- (ウ) 福祉機器相談

② 一般相談支援事業

施設や病院等に入所・入院している障害者が地域生活へ移行するための支援を行います。

ア 地域相談支援

- (ア) 地域移行支援

イ 基本相談支援

③ 短期入所事業

心身に障害があり、保護者の緊急な事情などで一時的に保護が必要なときや自立のための生活体験を希望する方に対し、個々の障害特性等に応じて宿泊を伴う介助・支援を行います。

④ 生活介護事業

重度の肢体不自由で、かつ重度の知的障害がある方に対して、集団活動の場を提供し、日常生活支援、社会参加活動、レクリエーション、健康管理などを行います。

また、医療的ケアを必要とする方に対して、医療職の専門性と連携の強化を図り対応するとともに、利用者状況の多様化や重度化に対する安定的なサービス提供に努めます。

その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービス及び障害状況に応じた形態で昼食を提供します。なお、緊急時・必要時には利用者の利用時間外受け入れを行います。

ア ふらたなすグループ（週5回）

イ けやきグループ（週5回）

⑤ 障害者活動訓練事業

ア デイサービスコース

病気、事故等により心身に障害を有することとなった方に対して、機能維持のための集団体操や趣味・生きがい活動などの場を提供します。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービス及び障害状況に応じた形態で昼食を提供します。

- (ア) Aコース（月・水・金 / 週3回）

- (イ) Bコース（火・木 / 週2回）

イ 機能訓練コース

病気、事故等により心身に障害を有することとなった方に対して、グループ活動の場を提供し、理学療法士・作業療法士などの専門職が、体操や外出活動などを実施します。

また、グループ活動を通し、仲間づくりや情報交換を行うことで、地域で生活していくうえでの悩みや不安などに対し、共に取り組み、解決できるよう支援します。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービスを実施します。

- (ア) Aコース（月・水・金 / 週3回）

- (イ) Bコース（火・木 / 週2回）

⑥ 入浴サービス事業

ア 施設入浴サービス

心身に障害のある方で、自宅での入浴が困難な方に、施設において機械浴槽または一般浴槽による入浴を行います。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービスを実施します。

(ア) 機械入浴（仰臥位タイプ浴槽、座位タイプ浴槽）

(イ) 介助入浴

イ 巡回入浴サービス事業

心身に障害のある方で、自宅での入浴が困難な方に、自宅において巡回入浴車による入浴を行います。

ウ 家族等介助入浴事業

心身に障害のある方で、自宅での入浴が困難な方に、施設の機械浴槽または一般浴槽を使用し、家族等の介助により入浴を行います。

(2) その他の法令に基づく事業

① 訪問食事サービス事業

心身に障害があり、一人暮らし等で調理が困難な方に自宅まで昼食(お弁当)を配達します。また、お弁当を手渡しすることで、安否の確認を行います。

② 福祉機器サービス事業

日常生活に必要な各種の福祉機器について、情報提供、相談等に応じます。

③ 心身障害者に関する啓発（意思疎通支援事業）

ア ことばの集い

失語症者の言語機能維持のための集団プログラムと社会参加の場を提供します。

イ 失語症会話パートナー養成講座

基礎講座、実技講座及び実習を通じて、失語症者の意思疎通を支援し、地域社会との懸け橋となる人材を養成します。

ウ 失語症会話パートナー等派遣事業

失語症者の社会参加を促進するため、失語症会話パートナー等を派遣して外出先等での意思疎通支援を行います。

④ 心身障害者団体が活動を行う場の提供

団体交流室を開放し、心身障害者団体の活動を支援します。

⑤ 会議室等の貸出

会議室、視聴覚室及び言語訓練室の一般貸出を行います。

5 運営管理

(1) 安全対策

事故防止と事故発生時の緊急対応

事故やヒヤリハットの事例発生時には職員への周知・検証を迅速に行い、事故の再発防止に施設として一貫した取り組みを行います。また、安全対策委員会を通じて事故記録の分析を行い、職員にフィードバックします。

(2) 防災・防犯対策

めぐろ区民キャンパス自衛消防合同総合訓練を年 2 回実施するほか、通所サービスの事業ごとに避難経路確認等の防災対策を行います。また、不審物、不審者対策として「不審物・不審者対応マニュアル」を作成するとともに、年 1 回警察署の協力を得て職員を対象とした防犯訓練を実施します。

(3) 利用者・家族の声を反映

利用者ご家族との緊密な連携を保ち、意見や情報を交換する場として家族懇談会を開催し

ます。また、サービスの質の向上を目的とし、利用者、利用者家族及び施設によるサービス向上検討委員会を年2回開催します。

(4) 地域との交流

「あいアイまつり」など各種イベントを通じて、地域交流を推進します。

6 行事・活動予定

行事の目的を明確にし、充実した内容を計画実施したうえで利用者支援に活かします。

各事業における主な年間行事・活動予定は下表のとおりです。

(1) 生活介護事業

月	行 事	活 動
4	歓迎会、お花見、避難経路確認	- 身体機能・感覚機能に働きかける活動、マット体操、レクリエーション、散歩、創作活動、作業、調理、音楽活動等 - 一日外出：年3回実施
5	鯉のぼり会 目黒市民コンサート鑑賞、家族懇談会	
6	健康診断、いもほり、総合防災訓練	
7	七夕会	
8	すいか割り	
9	家族懇談会、サービス向上検討委員会	
10	日帰り行事	
11	芸術演奏活動鑑賞	
12	あいアイまつり、クリスマス会、家族懇談会	
1	初詣、新年会、書き初め、成人を祝う会	
2	節分会	
3	終了式、ひなまつり会、家族懇談会、サービス向上検討委員会	

※ 看護師による日々の健康管理及び毎月2回嘱託医による回診を実施。

(2) 障害者活動訓練事業

① デイサービスコース

月	行 事	活 動
4	オリエンテーション	- A コース 体操（椅子体操、マット体操、エアロビクス）、口の体操、クラブ、趣味活動、レクリエーション、歌、パソコン、外出、体重測定、個別ショートリハビリ、言語個別練習、避難経路確認 - B コース 体操（椅子体操、マット体操、ヨガ）、趣味活動、頭の体操、パソコン、レクリエーション、クラブ、外出、体重測定、個別ショート
5	目黒市民コンサート鑑賞	
6	総合防災訓練	
7	七夕会（A コース）	
8	すいか割り（A・B コース）	
10	外出（A・B コース）	
11	外出（A・B コース）	
12	あいアイまつり 外出（A・B コース） 忘年会（A・B コース）	

月	行 事	活 動
1	書き初め、初詣	リハビリ、言語個別練習、避難経路確認
3	修了会	

※ 総合防災訓練は実施日より、実施日の利用コース利用者が参加。

※ 新規利用者の方に避難経路の確認を実施。

② 機能訓練コース

月	行 事	活 動
4	避難経路確認（新規利用者）	・ A コース ・ 体操（マット体操、椅子体操） ・ 創作活動 ・ 外出活動 ・ 体重測定 ・ 個別機能訓練 ※必要に応じて ・ レクリエーション ・ B コース ・ 体操（マット体操、椅子体操、立位の体操） ・ 外出活動 ・ 体重測定 ・ 個別機能訓練 ※必要に応じて ・ レクリエーション
5	目黒市民コンサート鑑賞	
6	総合防災訓練	
12	あいアイまつり	
3	終了式（A・B コース）	

※ 総合防災訓練は実施日より、実施日の利用コース利用者が参加。

※ 外出回数及び日程は、状況により変更有。

※ 個別リハビリは機能訓練専門職により実施。

第 13 かみよん工房

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区立かみよん工房
所在地	目黒区上目黒 4-1-26
事業の種類	就労継続支援（B 型）（1311000606）
利用定員	40 人

(2) 職員体制

職 種	資 格	業 務 内 容	正 規	契 約	計
管理者		運営管理、人事管理	1	—	1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書作成・管理	1	—	1
生活支援員 / 職業指導員・目標 工賃達成指導員		支援サービス	7	1	8
パン製造技術専門員		パン製造・開発	—	1	1
事務		事務	—	1	1
栄養士	(管理) 栄養士	栄養管理指導	(1)		(1)
医師	医師	健康管理指導	—	1	1
合 計			9(1)	4	13(1)

※（ ）は兼務者数。

(3) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 4 時
休業日	土日祝日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者が楽しく、自らのもつ力を伸ばせる支援を行います。
- (2) 一人ひとりの障害状況に応じた支援を行います。

3 令和 8 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

- ① 利用者の主体性を尊重し、おかれている状況にあった介護・相談・支援を行います。

実施内容	方 法
個別の計画は、利用者のニーズを踏まえて作成し、計画に沿ったサービス・支援を行います。	・利用者及びご家族からの要望や思いを丁寧に聞き取るアセスメント行い、その内容を踏まえた支援計画を作成し、チームによる支援を実施します。

- ② 地域への貢献を進めます。

実施内容	方 法
施設の自主生産品を通じた地域貢献活動を推進します。	・工賃アップの課題のみに偏ることなく、利用者の日々の活動や地域とのつながりを重視しながら、

	新たな顧客の開拓を図ります。 ・ こども食堂への食品無償提供等の取り組みを通じて地域貢献活動を推進するとともに、自主生産品の販売においては販売促進を図るため、キャッシュレス決済の導入を行います。
--	--

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

改善事項については、次に挙げる方法で改善に努めます。

項 目	方 法
販売製品や施設の PR 等の広告や営業に努めます。	・施設ホームページのサイトマップ構成を見直し、月例の活動予定や献立表、広報誌（かみよんだより）に加え、トピックスや販売予定を適宜掲示することで、施設の取り組みを効果的に発信します

4 就労継続支援 B 型事業

利用者の高齢化・重度化など一人ひとりの状況変化に応じたサービスを提供し、利用者が安心して地域生活を送れるよう支援します。

(1) サービス提供計画

利用者及び家族参加での個別支援計画会議を実施します。要望等を把握し、その意向を踏まえた個別支援計画を作成します。支援の内容や方法を明確にして充実したサービス提供に努めます。

(2) 作業支援

作業活動により、働く意欲を高めます。各部連携して、合同での作業受注も行います。

- ① 食品部 菓子製造業（製パン・製菓）と販売
- ② 企業部 近隣企業からの受注作業（飴のシール貼り、洗剤箱入れ、ドライフルーツ袋入れ等）
- ③ 開発部 目黒区からの公園清掃作業受託及び一般企業の植栽管理

上記のほか、羊毛フェルトのキーホルダー、メモ帳、エコバッグ等自主製品の製造・販売を行います。

(3) 就労支援

利用者それぞれの障害状況や身体状況に配慮し、適性に合わせた作業を提供し、働く意欲の向上を目指します。また、利用者の希望や適性により、目黒障害者就労支援センターやハローワーク等と連携して、企業実習や就労活動を推進します。

(4) 生活支援

利用者が地域生活を送るうえで必要な内容を明確にし、実施します。実施にあたっては、利用者自身による企画・進行等主体性を大切にします。

(5) 余暇支援

クラブ活動や各種の行事を通して、利用者の余暇活動の充実に向けたプログラムを実施します。

(6) 給食サービス

給食は栄養管理に留まらず、生活習慣を向上させる場として、また、給食委員会を通じた要望の反映や利用者メニューなど利用者主体の場として活用します。

(7) 健康管理

- ① 健康診断を実施します。（年 1 回）
- ② 嘱託医による健康相談を実施します。（月 1 回）
- ③ 体重測定を実施します。（年 2 回）

④ 栄養士による栄養相談を実施します。(月 1 回)

(8) 生活相談等

利用者の心身の状況、置かれている環境などの的確な把握に努めます。利用者及びご家族に対し、施設支援に関する相談をはじめ、日常生活に関する相談に応じます。内容に応じて、相談支援専門員等の関係機関と連携を図って対応します。

5 運営管理

(1) 安全対策

安全対策委員会を毎月開催して事故やヒヤリハット事例の検証を行い、事故などの再発防止及び事故発生時の対応について、施設として一貫した取り組みを行います。

(2) 防災・防犯対策

防災対策として、消防計画に基づく年 4 回の避難・消火などの防災訓練を実施します。

また、不審物、不審者対策として「不審物・不審者対応マニュアル」を作成するとともに、年 1 回警察署の協力を得て職員を対象とした防犯訓練を実施します。

(3) 利用者・ご家族からの声を反映

利用者ご家族との緊密な連携を保ち、意見や情報を交換する場として家族懇談会を年 3 回開催します。また、サービスの質の向上を目的とし、利用者、利用者家族及び施設によるサービス向上検討委員会を年 2 回開催します。

(4) 地域との交流

玄関店舗販売や地元企業からの軽作業受注や清掃受託の受託に加え、町会行事や住区まつり等の地域イベントへ積極的に参加するとともに、新たな取り組みである定期的な「こども食堂」への食品無償提供を実施し、地域との交流を深めます。

6 行事・活動予定

行事の目的を明確にし、充実した内容を計画実施したうえで利用者支援に活かします。主な年間行事・活動予定は下表のとおりです。

月	行 事	その他の活動等
4		防災訓練
5		家族懇談会
6		防災訓練
7	かみよんまつり	健康診断、サービス向上委員会
8		
9		防災訓練
10		家族懇談会、給食試食会
11	全体外出	
12	忘年会	
1	新年会	
2	作業部外出	防災訓練、サービス向上委員会
3		家族懇談会

第 14 大橋えのき園

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区立大橋えのき園
所在地	目黒区大橋 2-19-38
事業の種類	生活介護 (1311000614) 日中一時支援
利用定員	・ 生活介護 40 人 ・ 日中一時支援 10 人

(2) 職員体制

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者		運営管理 人事管理	1	—	1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成管理	1	—	1
生活支援員		支援サービス	13	4	17
事務		事務	—	1	1
栄養士	(管理)栄養士	栄養管理指導	(1)	—	(1)
医師	医師	健康管理指導	—	1	1
看護師	(准)看護師	健康管理	—	1	1
作業療法士	作業療法士	機能訓練等	—	1	1
合 計			15(1)	8	23(1)

※「契約」には、パート職員を含む。

※ () は兼務者数。

(3) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	・ 生活介護 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 3 時 30 分 ・ 日中一時支援 月曜日～金曜日 午後 3 時 30 分～午後 6 時
休業日	土日祝日、年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者や家族が安心して利用できる施設とします。
- (2) 利用者に豊かな生活の場を提供します。
- (3) 利用者の個性とニーズを尊重した社会生活の場を提供します。

3 令和 8 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

- ① 一人ひとりの障害特性を理解し、その人らしさを大切にしたい支援を行います。

実施内容	方 法
障害特性を的確に把握し、利用者	・利用者の高齢化・重度化を踏まえ、利用者の障害特性に応じて活動環境と活動プログラム内容を整備し、利用者個々の能力、意思を大切にしたい支援、自ら発動するような支援に務めていき

本人の意思、能力に対応した支援を行います。	ます。
-----------------------	-----

② 安定した工賃支給に取り組めます。

実施内容	方 法
販売製品や施設PR等の広告や営業に努めます。	・ 定着した週一回の施設前での自主生産品の販売活動や毎年参加する地域イベントでの販売を通して製品や施設のPRに努めます。 ・ 新たな地域イベントに参加するなど販路拡大に努め、生産量増、工賃アップに繋げていきます。 ・ 販売促進に繋がるキャッシュレス決済を導入します。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

改善事項については、次に挙げる方法で改善に努めます。

項 目	方 法
よりわかりやすい情報提供に努めます。	・ 利用者及び家族が苦情、要望などを施設外の機関に相談できる仕組みについて定期的に周知します。 ・ 作業一時金支給について、算出方法などをわかりやすく伝えていきます。 ・ ホームページを活用した情報発信を継続します。

4 生活介護

(1) サービス提供計画

利用者及び家族などとの面談をとおして、本人状況及び要望等を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで個別支援計画を作成します。

(2) プログラム内容

利用者に対して、個別支援計画に沿った支援内容及びその他、障害者総合支援法及び知的障害者福祉法に定める必要な支援を提供します。また、施設のサービス体系に見合う一時金支給を継続していきます。

支援項目	内 容
作業活動支援	利用者個々の特性に応じた能力発揮の場、かつ生活習慣作りの時間とします。 ・ 紙（ポチ袋、タグなど）・ 硝子（箸置き、硝子雑貨など） ・ 食品（ピクルス、パスタソース、レトルトカレー、ハンバーグ） ・ 芸術（美術や書道等の創作活動、音楽・ダンス等の身体表現活動） ※ その他、必要に応じて個別の取り組みを行います。
グループ別活動支援	利用者の特性に応じたグループで、活動目標を明確にした適切なプログラムを実施します。また、各種の活動を通して地域との交流を深め、利用者の社会参加の促進に努めます。
日常生活動作支援	日常生活習慣の確立や生活動作の維持向上に向けて、必要な支援を行います。（支援内容）食事、排泄、更衣、移動 その他

(3) 給食サービス

栄養基準量を基本としてメニューを作成し、毎日の給食提供を行います。また、通常メニューのほかに、下表のとおり特別メニューを提供します。

メニュー内容	・ 選択メニュー ・ 行事メニュー ・ 特別給食
--------	--------------------------

(4) 健康管理

- ① 嘱託医による健康相談（月2回）、看護師による健康相談（随時）を実施します。
- ② 体重測定を実施します。（月1回）
- ③ 健康診断を実施します。（年2回）
- ④ 食事後の歯磨き支援を実施します。（毎日）
- ⑤ 栄養士による栄養相談を実施します。（随時）
- ⑥ 服薬が必要な利用者に対して、薬の管理及び服用の援助を行います。

(5) 生活相談等

利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者又は家族などに対し、施設支援に関する相談をはじめ、日常生活に関する相談に応じ、必要に応じて支援をします。また、相談支援専門員等の関係機関と連携を図って対応します。

(6) 送迎サービス

利用者の自宅周辺地域から施設までの送迎を行います。

(7) 利用時間外受け入れ

緊急時・必要時について、利用者の利用時間外の受け入れを行います。

5 利用時間外活動支援事業（日中一時支援）

障害者通所支援事業終了後における障害者の活動の場を確保するとともに、共働きやひとり親等の障害者世帯の就労を支援することを目的として実施します。

(1) 活動支援

本人状況及び要望等を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで各種の活動を提供します。

(2) 日常生活動作支援

日常生活習慣の確立や生活動作の維持向上に向けて、下表のとおり必要な支援を行います。

支援内容	食事、排泄、更衣、移動 その他
------	-----------------

6 運営管理

(1) 安全対策

安全対策委員会を毎月開催して、事故やヒヤリハット事例の検証を行い、事故などの再発防止及び事故発生時の対応について、施設として一貫した取り組みを行います。

(2) 防災・防犯対策

防災対策として、消防計画に基づく年4回の避難・消火などの防災訓練を実施します。

また、不審物、不審者対策として「不審物・不審者対応マニュアル」を作成するとともに、年1回警察署の協力を得て職員を対象とした防犯訓練を実施します。

(3) 利用者・家族からの声を反映

利用者ご家族との緊密な連携を保ち、意見や情報を交換する場として家族懇談会を年5回開催します。また、サービスの質の向上を目的とし、利用者、利用者家族及び施設によるサービス向上検討委員会を年3回開催します。

(4) 地域との交流

近隣保育園や小・中・高等学校等との交流及び地域行事へ参加します。また、他施設との交流及び町会・商店街との交流にて社会性の支援をします。

(5) ワークショップ

利用者・家族等、事業者及びその他関係者などの集いの機会を設け、情報交換及び実践報告

の場としてワークショップを開催します。

7 行事・活動予定

行事の目的を明確にし、充実した内容を計画実施したうえで利用者支援に活かします。

主な年間行事・活動予定は下表のとおりです。

月	行 事	その他の活動等
4		家族懇談会、サービス向上委員会、防災訓練
5		見学週間
6	一日外出	健康診断
7		家族懇談会、サービス向上委員会、防災訓練
8	スイカ割り	
9		防災訓練
10	えのき祭	家族懇談会、給食試食会
11	ワークショップ、一日外出	
12		防災訓練
1	一日外出	健康診断、家族懇談会、サービス向上委員会
2		
3		家族懇談会

※ 上記のほか、グループ別活動の中で季節に応じた活動を実施予定。

第 15 下目黒福祉工房

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区立下目黒福祉工房
所在地	目黒区下目黒 3-10-2
事業の種類	・ 就労継続支援（B 型）（1311000630） ・ 日中一時支援
利用定員	・ 就労継続支援（B 型） 40 人 ・ 日中一時支援 10 人

(2) 職員体制

職 種	資 格	主 な 業 務	正 規	契 約	計
管理者		運営管理 人事管理	1	—	1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成管理	1	—	1
生活支援員 / 職業指導員・目標 工賃達成指導員		支援サービス	12	2	14
事務		事務	—	1	1
栄養士	(管理)栄養士	栄養管理指導	—	1	1
理学・作業療法士	理学・作業療法士	機能訓練等	—	1	1
医師	医師	健康管理指導	—	2	2
合 計			14	7	21

※「契約」には、パート職員を含む。

(3) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	・ 就労継続支援（B 型）月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 4 時 ・ 日中一時支援 月曜日～金曜日 午後 4 時～午後 6 時
休業日	土日祝日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 安全で豊かな工房生活の実現とともに地域での生活を支援します。
- (2) 利用者の個性・主体性・自主性を尊重します。
- (3) 利用者・ご家族・職員が一体となり、よりよい工房作りを進めます。

3 令和 8 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 工賃増額へ取り組みます。

実施内容	方 法
作業量の確保・販路拡大・自主生産品の改良・開発にバランスよく取り組みます。	・ 地域の企業と連携し、作業や販売場所を開拓します。 ・ 革製品やカレンダー等、実用性のある製品の開発に取り組みます。

	・販路の拡大及び顧客拡大に向けて効果的なPRを実践します。 ・販売促進につながるキャッシュレス決済を導入します。
--	---

② 重度化・多様化に対応したサービスを提供します。

実施内容	方 法
外出等行事のあり方を見直します。	・身体状況の変化を含む利用者の多様なニーズに添った参加しやすい形態へ移行し、社会体験を広げる機会を作ります。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

改善事項については、次に挙げる方法で改善に努めます。

項 目	方 法
働く喜びを実感できる環境を整え、工賃向上につなげます。	・利用者の障害特性を強みとして活かせる新規作業を開拓します。 ・利用者の障害特性と作業内容のより良いマッチングに向け潜在能力の分析や既存工程の見直しなど利用者の力を伸ばす取り組みを積み重ね、工賃アップにつなげます。

4 就労継続支援 B 型事業

作業支援、生活支援及び就労支援を通じて、利用者の高齢化など一人ひとりの状況の変化に応じた社会参加や就労の促進に向け、自立した生活への支援を行います。

(1) サービス提供計画

利用者本人及び家族の要望などを把握し、その意向を踏まえた個別支援計画を作成し、支援の内容や方法を明確にして充実したサービス提供に努めます。

(2) 作業支援

作業活動により、技能を身につけ就労への意欲を高めます。

- ① 受注班 地域企業からの受注作業、高齢者住宅清掃
- ② 印刷班 印刷業（名刺、葉書、封筒、カレンダー等）
- ③ 革班（ステッチ班） 革製品及び刺繍作品の製作販売
- ④ 菓子班 菓子製造業（製菓）と販売

(3) 就労支援

各利用者の障害状況や体力に配慮しつつ、適切な作業種の把握と作業能力の向上や就労に向けて、活動目標を明確にした適切なプログラムを策定し実施します。また、目黒障害者就労支援センターなどと連携し、必要に応じた企業実習や就労活動を推進します。

(4) 余暇支援

クラブ活動や各種の行事を通して、利用者の余暇活動の充実に向けた適切なプログラムを実施します。

(5) 生活・芸術

一人ひとりにあった多様な働き方に結び付くような活動を目指して、それぞれの能力や特性、希望に配慮した班編成で地域交流やアートなどの創造的な活動を実施します。

実施にあたっては、利用者自身による企画・進行など主体性を大切にします。

(6) 給食サービス

給食は栄養管理に留まらず、生活習慣を向上させる場として、また、給食委員会を通じた

要望の反映や利用者メニューなど利用者主体の場として活用します。

(7) 健康管理

- ① 健康診断を実施します。(年1回)
- ② 嘱託医によるカウンセリングを実施します。(月1回)
- ③ 体重測定を実施します。(年2回)
- ④ 栄養士による栄養相談を実施します。(随時)

(8) 生活相談等

利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者又は家族などに対し、施設支援に関する相談をはじめ、日常生活に関する相談に応じ、必要に応じて支援をします。また、相談支援専門員等の関係機関と連携を図って対応します。

(9) 送迎サービス

利用者の自宅周辺地域から施設までの送迎を行います。

(10) 機能訓練

理学療法士・作業療法士などの専門職が個別メニューを作成し、リハビリなどを実施します。

5 利用時間外活動支援事業（日中一時支援）

障害者通所支援事業終了後における障害者の活動の場を確保するとともに、共働きやひとり親等の障害者世帯の就労を支援することを目的として実施します。

(1) 活動支援

本人状況及び要望を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで各種活動を提供します。

(2) 日常生活動作支援

日常生活習慣の確立や生活動作の維持向上に向けて、下表のとおり必要な支援を行います。

支援内容	食事、排泄、更衣、移動 その他
------	-----------------

6 運営管理

(1) 安全対策

安全対策委員会を毎月開催して、事故やヒヤリハット事例の検証を行い、事故などの再発防止及び事故発生時の対応について、施設として一貫した取り組みを行います。

(2) 防災・防犯対策

防災対策として、消防計画に基づく年3回の避難・消火などの防災訓練を実施します。

また、不審物、不審者対策として「不審物・不審者対応マニュアル」を作成するとともに、年1回警察署の協力を得て職員を対象とした防犯訓練を実施します。

(3) 利用者・家族からの声を反映

利用者ご家族との緊密な連携を保ち、意見や情報を交換する場として家族懇談会を開催します。また、サービスの質の向上を目的とし、利用者、利用者家族及び施設によるサービス向上検討委員会を年2回開催します。

(4) 地域との交流

地元企業などからの作業受注、印刷作業受注のほか、工房前での自主生産品の毎日販売（水曜日除く）や地域行事などの各種イベントへの参加を通して、地域交流を推進します。

7 行事・活動予定

行事の目的を明確にし、充実した内容を計画実施したうえで利用者支援に活かします。

主な年間行事・活動予定は下表のとおりです。

月	行 事	その他の活動等
4		
5		家族懇談会
6		防災訓練
7	一日外出	サービス向上検討会、健康診断
8		
9	一日外出（グループ別）	
10	砵ふれあいスポーツ	家族懇談会、防災訓練
11	工房祭	
12	一日外出（グループ別）	健康診断、給食試食会
1		
2		サービス向上検討会、防災訓練
3		家族懇談会

第16 のぞみ寮

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区立のぞみ寮
所在地	目黒区目黒 3-4-4
事業の種類	・ 共同生活援助 (1321000109) ・ 短期入所 (1311000382)
利用定員	・ 共同生活援助 6 人 ・ 短期入所 1 人

(2) 職員体制

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者		運営管理、人事管理	1	—	1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成管理	(1)	—	(1)
世話人		支援サービス	(1)	—	(1)
生活支援員		支援サービス	3	1	4
合 計			4(2)	1	5(2)

※ () は兼務者数。

※「契約」には、パート職員を含む。

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 知的障害のある方が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活を続けられるよう支援します。
- (2) 知的障害のある方の、自分らしい自立と社会参加を応援します。
- (3) 短期入所での自立生活体験の積み重ねを支援します。

3 令和8年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

- ① 利用者の主体性を尊重し、おかれている状況にあった介護・相談・支援を行います。

実施内容	方 法
一人ひとりの障害特性を理解し、その人らしさを大切に支援を行います。	・ 引き続き利用者一人ひとりが自分らしい生活を継続できるよう、これまでの生活習慣を尊重しつつ 必要な支援を行います。

- ② 高齢の障害者への支援を推進します。

実施内容	方 法
他の利用サービス機関との連携を深め、利用者がより質の高いサービスを安定的に利用できるようにします。	・ 相談支援専門員や利用者が通所する日中サービス事業所及び医療機関等と連携を図り、利用者の健康管理や生活の質の向上を目指します。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

改善事項については、次に挙げる方法で改善に努めます。

項 目	方 法
短期入所利用率の更なる向上を図ります。	・関係機関への働きかけを継続し、更に多くの利用対象者に施設と事業内容を周知・PRを行います。

4 共同生活援助事業

本事業の設置の目的に則して、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ並びに食事の介助、相談その他の日常生活上の支援を行います。

(1) サービス提供計画

利用者本人及び家族の要望などを把握し、その意向を踏まえた個別支援計画を作成し、支援の内容や方法を明確にして充実したサービス提供に努めます。

(2) 支援内容

利用者が日常生活または社会生活を送るうえで必要な下記の支援を行います。

① 掃除・洗濯

居室の清掃・整理および衣類の洗濯・整理などの支援を行います。

② 健康管理

健康診断、主治医との連携、食事制限のある利用者への支援計画の作成、利用者の通院同行、病気の際の支援などを行います。

③ 服薬管理

服薬が必要な利用者への支援計画の作成、処方箋の確認、薬の保管・管理および医療機関等との連携を行います。

④ 食事援助

栄養バランスのとれた食事の提供、献立づくり等を行います。

⑤ 関係機関等との連絡調整

行政、通所先、相談支援事業所、病院、保護者等との情報の共有および利用者の課題や状況の把握などを行います。

⑥ 相談援助

日常生活・社会生活上の相談・援助を行います。

5 短期入所事業

自宅で介護する人が病気等緊急の事情などで一時的に保護が必要なときや自立のための生活体験を希望する方に対して、宿泊を伴う介助・支援を行います。

なお、支援内容は、前記4 共同生活援助事業とほぼ同様の支援を行います。

6 運営管理

(1) 安全対策

安全対策委員会を定期的に開催して、事故やヒヤリハットの事例の検証を行い、事故などの再発防止及び事故発生時の対応について、施設として一貫した取り組みを行います。

(2) 防災・防犯対策

防災対策として、消防計画に基づく年1回の避難・消火などの防災訓練を実施します。

また、不審物、不審者対策として「不審物・不審者対応マニュアル」を作成するとともに、

年1回警察署の協力を得て職員を対象とした防犯訓練を実施します。

(3) 利用者・家族からの声を反映

利用者ご家族との緊密な連携を保ち、意見や情報を交換する場として家族懇談会を年2回開催します。

(4) 地域連携推進会議の開催

利用者と地域との関係づくり、地域の方への施設等や利用者に関する理解の促進、サービスの透明性・質の確保及び利用者の権利擁護を目的として、年に1回、地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催します。

7 行事・活動予定

行事の目的を明確にし、充実した内容を計画実施したうえで利用者支援に活かします。

主な年間行事・活動予定は下表のとおりです。

月	行 事	その他の活動等
4	お花見会	
5		
6		
7		
8		
9		家族懇談会
10		防災訓練
11	一日外出行事	
12	クリスマス会	
1		地域連携推進会議
2		
3		家族懇談会

第17 みどりハイム

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区みどりハイム
施設の種類	母子生活支援施設
利用定員	20 世帯 60 名（緊急一時保護 1 世帯）

(2) 職員体制

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者	社会福祉士等	統括、業務・職員管理	1	—	1
母子支援員	保育士、社会福祉士、 精神保健福祉士等	母子の生活、就労、養育支援	3	—	3
少年指導員		児童の生活、学習支援	4	—	4
心理療法担当職員	臨床心理士等	心理相談、支援	1	—	1
医師	医師	利用者の健康管理	—	1	1
合 計			9	1	10

※母子支援員又は少年指導員の内 1 名は個別対応職員。

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 人権に配慮し、本人意思を尊重した支援を行います。
- (2) 母子生活支援施設の機能と役割を踏まえた支援を利用者と十分協議しながら進めます。
- (3) 十分な信頼関係を築くため、話しやすい環境、雰囲気作りに努めます。

3 令和 8 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 家族や関係機関と施設で支える支援を実践します。

実施内容	方 法
関係機関と連携した支援の強化を図ります。	・特に課題が複雑化している世帯について、引き続き必要な関係機関と情報共有を行い、適宜、役割分担を行いながら支援を重ねていきます。 ・退所先自治体と退所者をつなぐためのチェックリストを作成するなどアフターケアの標準化を行い、退所後のより良いケア、フォローにつなげていきます。

② サービス向上のため職員の知識や技術を高めます。

実施内容	方 法
各職種に必要な研修の実施並びに研修を積極的に受講し、専門性の向上を図ります。	・引き続き各職種職員が講師となり、支援に必要な専門知識を学び合う「支援力アップ講座」を実施します。 ・今年度も他の母子生活支援施設を見学し、他施設での利用者支援の手法や行事の企画内容について学びます。

③ 虐待の予防・防止に取り組めます。

実施内容	方 法
サービス提供や支援の中で、虐待を予防・防止する取り組みを推進します。	・親子活動(調理・音楽・運動など)、親子セラピーを通じて見える親子の様子を日常の支援に活かしていきます。 ・母親の孤立を防ぎ、安心感をもって子育てができる環境を整えるために、「母の会」を毎月実施します。 ・本年 12 月に施行予定の「こども性暴力対策法」の実施に向け、必要な準備を計画的に進めます。

④ 地域で生活するひとり親家庭への支援を推進します。

実施内容	方 法
母子生活支援施設の入所者への支援にとどまらず、地域で生活するひとり親家庭への支援を推進します。	・施設機能を生かし、地域で生活するひとり親家庭への支援を地域関係団体の協力を得ながら進めていきます。 ・退所した世帯については、退所先地域の関係機関への引継ぎを丁寧に進めます。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

改善事項については、次に挙げる方法で改善に努めます。

項 目	方 法
行事等を実施する際、子どもたちが主体的に関われるように工夫していきます。	・各種行事の立案時において、子どもたちと話し合う機会を設けたうえで、アイデアや意見を引き出します。 ・準備段階や当日の役割分担を決めるなど、子どもたちが主体的に参加できるよう工夫していきます。

4 サービス内容

利用者支援は、個別の自立支援計画に基づき行います。自立支援計画は、利用者と職員の面談により、利用者の状況及び意向を確認しながら自立した社会生活を送れるように作成します。さらに、必要に応じて面談を行い、支援内容の再確認なども行います。

また、退所後も、社会の中で自分の意思と責任のもと生活できるよう支援していきます。

(1) 相談支援

子育て、健康、就労、そのほか生活全般における様々な相談を受け、必要に応じて支援を行います。

(2) 子育て支援

① 補助保育

母親の就労、通院、心身の疲労時などに時間を区切って補助保育を行います。補助保育や行事参加を通して日常から学びと育ちの環境を提供します。

② 保育ルーム

乳幼児の交流と家事援助を目的として、週に1回程度、夕食準備時間に乳幼児を対象とした保育ルームを開設します。また、月に一度、おもちゃコンサルタントの協力を得て「おもちゃ広場」を開催します。

(3) 児童への支援

① 「児童自立支援計画書」に沿った支援を実施します。「話意話意の会（わいわいのかい）」

(児童一人ひとりの希望や思いを聴き取る面接)を実施し、児童自立支援計画書の内容に反映していきます。

- ② 時間を区切って学習室（プレイルーム）を開放し、職員が見守る中、宿題や自由遊びなどの場とし、児童の「自己肯定感」「達成感」を育みます。
- ③ 下校後の学習室での宿題、長期休暇時の学習支援とともに、学習習慣の獲得、学習の場の提供を目的に週1回「学習支援」を行います。
- ④ 児童による「子ども会議」を毎月開催し、施設内での生活や行事などについてみんなで考える機会をつくります。
- ⑤ 男子児童の育成支援のため、男性職員と男児が、近隣の銭湯で一緒に入浴する機会をつくります。(月1回)
- ⑥ 関係機関と連携し、児童への適切な支援を実施します。

(4) 生活への支援

緊急時の家庭用品の貸し出し、居室片付けの手伝いや食事作りのアドバイス、不在時の荷物預かりや代引き受け取り、買物の代行、諸手続き支援、保育園・学校への送迎代行など、個々の状況に応じて行います。

また、必要に応じて関係機関及び医療機関と連携、連絡調整を行い支援に繋がります。

(5) 健康とこころへの支援

- ① 月1回、希望者には嘱託医による健康相談を実施します。
- ② 健康診断を実施します。
- ③ 心理療法担当職員による心理療法などを実施します。母親・児童ともに利用でき、面接は安心して相談できるよう専用の部屋で行います。
- ④ 親子セラピーを実施します。

(6) 就労支援

就職情報誌・求人広告の提供、ハローワークへの同行、パソコンの貸し出し（履歴書等作成）、模擬面接、就労のための補助保育などを通じて就労の一助となるよう相談援助を行います。また、就労経験の少ない母や、未就労の期間が長い母を対象に、週に1回ほっとサロンを開催します。

(7) 食支援

エコライフ目黒とフードバンク目黒のご協力のもと、利用者・退所者・ひとり親学習支援参加世帯に、食材の配布を行います。

(8) 退所後のアフターケア

自立をして退所した利用者についても、相談、訪問など必要な支援を継続するとともに施設行事への参加を呼びかけます。なお、児童については、学習室利用、学習支援なども行います。

(9) みどりハイム便り

毎月1回発行し、月間予定や前月の行事などの報告、その他連絡事項の広報に努めます。

(10) 利用者懇談会

年2回程度開催し、利用者と職員はもとより、利用者同士の交流の機会とします。利用者、職員ともに自由に意見が言えるような雰囲気づくりに努めます。

(11) 地域への貢献

地域の要請に応じた柔軟なサービスとして、ひとり親家庭の児童の学習支援等を継続していきます。また、施設機能を活かし、地域の子育て中の母親向けのイベントの開催や、地域のひとり親家庭の児童の放課後支援（みどりキッズクラブ）、母の居場所の提供、食支援を

関係機関と協力して実施します。

5 行事・活動予定

児童・母親ともに楽しく交流、参加できるよう行事の目的、ねらいを明確に定め、充実した内容の行事を計画実施し、利用者支援に活かします。

(1) 季節行事

四季折々の行事を体験します。

(2) 全体行事

親子遠足、納涼会、お楽しみ会など、母、子及び職員が一緒になって行います。また、退所した利用者へも参加を呼びかけます。

(3) 児童活動（小学生以上対象）

お泊り会、キャンプ、児童遠足、夏休み活動（工作・手作り料理の会）などの活動を行います。また、月に1回、子ども会議・夕食会を行います。

(4) 母親活動

母親と職員と一緒に学ぶ機会として、合同研修会を実施します。また、就労経験の少ない母親や、未就労の期間が長い母親を対象に、週に1回ほっとサロンを開催します。（再掲）
また、月に1回、「母の会」を実施します。

(5) 親子活動

親子と一緒に、調理や音楽や運動に取り組む活動（親子 de チャレンジ!）を実施します。

(6) 地域活動

地域の一員として、利用者・職員ともに参加可能な地域行事などに積極的に参加していきます。

主な年間行事・活動予定は下表のとおりです。

月	内 容	対 象
4	進級・進学を祝う会 利用者懇談会（第1回）	小学生以上・キッズ 全利用者
5	親子活動 ①	未就学児
6	お泊り会	小学生以上・キッズ
7	(季)七夕飾り 納涼会 児童キャンプ	全利用者 全利用者・退所世帯 小学生・退所児童
8	夏休み活動（工作/手作り料理） 夏休み朝活チャレンジ!	小学生以上・キッズ 全利用者
9	町内会の祭り参加、親子活動 ②	全利用者
10	児童遠足 利用者懇談会（第2回）、(季)ハロウィン	小学生以上 全利用者
11	親子遠足	全利用者
12	お楽しみ会 大掃除・子ども忘年会	全利用者・退所世帯 小学生・キッズ
1	親子活動 ③	全利用者
2	(季)節分 利用者職員合同研修会	全利用者 母親
3	(季)ひな祭り	全利用者

※ (季)：季節行事。

※ 「キッズ」：みどりキッズクラブに参加している児童。

第 18 西部包括支援センター

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区西部包括支援センター（事業所番号 1301000053）
所在地	目黒区柿の木坂 1-28-10
サービス提供地域	目黒区西部地区

(2) 職員体制

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者	主任介護支援専門員	管理統括	1	－	1
社会福祉士	社会福祉士	・ 総合相談業務 ・ 介護予防マネジメント ・ 包括的・継続的マネジメント	8	－	8
保健師等	保健師・看護師		3	－	3
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員		1(1)	－	1(1)
介護支援専門員	介護支援専門員		3	－	3
合 計			16(1)	－	16(1)

※（ ）は兼務者数。

(3) 開設日・開設時間

開設日・開設時間	・ 地域包括支援センター 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 7 時 土曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 ・ 指定介護予防支援事業 月曜日～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
休業日	日祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

2 事業所が大切にしている理念・方針

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うこと。地域共生社会の実現に向けて、社会的包摂の理念である、「すべての人が社会から排除・分離されることなく、社会の中に溶け込んだ状態」を醸成するため、人と人、人と社会がつながり、すべての人々が、希望に満ちた日常生活が送れるよう、生活課題をもつ方々を社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくことを目指します。

3 令和 8 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。

実施内容	方 法
区の方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。	・ 相談援助力・対人援助力、多職種・多機関とのネットワーク強化に取り組みます。 ・ 計画的アウトリーチ活動や各地域活動の企画、運営を支援します。 ・ 生活課題を抱える方々へ包括的な支援体制整備で取り組みます。

	・相談者の属性や世代に関わらず、全てを受け止め、関係機関・団体との協働によるチーム支援を行います。
地域ケア会議の充実に取り組みます。	・地域ケア個別会議を開催し、区が主催する地域ケア推進会議の開催に協力します。

② 多くの方に利用される施設を目指します。

実施内容	方 法
誰もが気軽に相談し利用できる地域包括支援センターを目指し、取り組みを継続します。	・当センターの機能と役割を理解してもらえよう各種講座、研修会の開催等を通して、周知活動を強化します。

③ サービス向上のため職員の知識や技術を高めます。

実施内容	方 法
各職種に必要な研修の実施並びに研修を積極的に受講し、専門性の向上を図ります。	・外部研修(都・区・その他)、法人研修、所内職員向け研修と体系別に年間計画を設定し、専門職としての知識・援助技術を高めます。

4 サービス内容

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

ア 総合相談支援において子どもから高齢者まで様々な相談をワンストップで受け止め、的確に課題把握等を行い多職種、多機関・団体と連携しながら包括的な支援に努めます。

イ 苦情等を受付・対応した場合には介護保険課管理係及び福祉総合課に速やかに報告します。

② 権利擁護業務

ア 支援を必要とする区民の権利を擁護するため、意思決定を尊重し、法律等に基づく高齢者虐待への対応、成年後見人制度の活用及び消費者被害の防止などの支援を行います。

イ 虐待や虐待を疑われるケースを発見又は気付いた等の通報を受けた場合、速やかに担当所管と情報共有、事実確認を行い、適切に対応します。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 複合化した社会的ニーズや制度の狭間にあるニーズに対応するため、多職種の協働と関係機関との連携により、次に掲げる必要な支援を行います。

- ・担当地域の介護支援専門員や指定居宅介護支援事業所の把握及び必要に応じた援助
- ・施設・病院と在宅との連携、制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築
- ・指定居宅介護支援事業所や介護保険施設等の介護支援専門員に対する相談対応、研修実施、サービス担当者会議の開催支援及び支援困難事例に対する事例検討会開催等の支援・介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成

④ 認知症支援に関する業務

ア 認知症支援コーディネーターが中心となり、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センターや医療機関と連携を図り、相談対応と支援の強化に努めます。

イ「住み慣れた地域でいつまでも生活できること」をテーマとし、町会等、小さな単位で研修会及び講話を実施します。また、独立行政法人東京医療センター総合内科医の協力を得て、地域住民に対して認知症に係る勉強会を定期開催します。

ウ 認知症への理解の促進に向け、認知症カフェ等の周知と認知症サポーター養成講座を開催

し、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぎ、支え合う体制づくりに努めます。

エ 「認知症相談と医療の連携会議」「認知症地域支援連絡会」などの取組により、認知症支援における医療と介護の連携を推進します。

⑤ 地域ケア会議の充実

ア 地域における多職種連携、協働の体制づくりを強化し、各専門職（検討委員）間で検討します。

イ 区が主催する地域ケア推進会議へ協力します。

⑥ 在宅医療・介護連携の推進

ア 在宅療養コーディネーターを中心に在宅医療と介護の連携強化に取り組めます。

また、在宅療養支援窓口の機能の更なる周知活動と関係機関との連携強化に取り組めます。

イ 本人自身の意思決定を尊重した「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング：ACP）」の普及啓発、支援を必要とする方々の「日常の療養」等を意識した対応に努めます。

⑦ 生活支援サービス体制の整備

ア 介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業と介護保険外サービスを高齢者の生活課題に合わせて適切に組み合わせ、社会参加等への意欲低下防止に努めます。

イ 地域住民との懇談会などを通して、地域に不足している資源など地域課題の把握に努め、コミュニティソーシャルワーカーと協働し、資源開発に努めます。

ウ 第2層協議体に構成メンバーとして参加し、地域ケア会議等で把握した地域課題の情報共有に努めます。

エ 区などが配置する生活支援コーディネーターと地区内の地域課題及び生活支援サービスに関して情報共有するとともに、生活支援コーディネーターが行う生活支援サービス等の充実及び開発に協力して行きます。

(2) 介護予防ケアマネジメント

① 第1号介護予防支援事業

ア 効果的な介護予防、重度化防止につながる介護予防ケアマネジメントを提供します。

イ 介護予防マネジメントマニュアル及び関係法令を遵守し、利用者の生活環境も含めた心身状況アセスメント力の強化を図ります。

ウ 基本チェックリストやフレイルチェックを行い、介護予防の必要性に気づいて頂けるよう働きかけを行います。

② 一般介護予防事業及び任意事業

ア 高齢者等が可能な限り自立した日常生活が送れるよう加齢による心身機能低下を予防し、維持向上に取り組めます。

イ 区の各事業への参加勧奨と地域住民を対象とした介護予防教室の開催と普及啓発のための講話、研修会の開催に努めます。

ウ 自主グループ間が活動継続のために、各グループが工夫している事柄などについて情報共有と相互に助言が行える場を設定し、介護予防活動継続の推進を図ります。

(ア) 介護予防把握事業

基本チェックリスト、アウトリーチ等で把握した情報を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする人を早期に発見し介護予防活動等、適切なサービスにつなげます。

(イ) 介護予防普及啓発業務

講演会、研修会や相談会等の機会を設け、介護予防の普及啓発を積極的に実施します。

(3) 介護保険認定申請等の受付業務及び高齢者の保健福祉サービス等の受付業務

① 受付業務については、「包括支援センター業務マニュアル」の手順に沿って適切に受け付け

ます。状況に応じ自宅訪問等による申請受付を行います。

- ② 総合相談業務と連携させて、一人暮らし登録、訪問食事サービス・食事サービス、オムツ支給・代金申請（訪問調査、安否確認を含む）等の各種申請書の受付業務を行います。

（４）障害者の福祉サービスの受付業務

保健福祉サービス受付業務と連携させて、障害者福祉サービスの一部受付業務を行います。

（５）保健福祉の総合相談支援の業務

すべての区民を対象として高齢福祉、障害福祉、生活困窮、保健予防、子育て支援等、各種関係機関と連携を基に以下のとおり実施します。

① 総合案内及び総合相談支援

ワンストップで受け止め、必要に応じて関係各機関、団体と連携・協働を図り解決に向けた継続的支援を行います。

② 地域のネットワークづくり

「多職種連携会議」の開催の他、当法人が運営する障害施設の相談支援課やコミュニティーソーシャルワーカー間で生活課題解決に向けた検討や各種制度、社会資源等の情報共有を図ります。

（６）指定介護予防支援事業及び第１号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に限る）

- ① 要支援認定者（要支援１・２）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供します。

- ② 指定居宅介護支援事業所へ介護予防支援業務等一部を介護予防サービス計画等作成委託契約に基づき委託します。

（７）その他

当センターが作成した「災害時対応 BCP」及び「感染症対策 BCP」を活用し、業務継続可能な体制を整えます。

また、目黒区から示された次の項目に留意し事業を実施します。

① 公正・中立性の確保

居宅介護支援事業者を紹介する場合は特定の事業者に偏りのないよう以下のとおり対応します。

ア ケアプラン作成の委託を行う場合は利用者本人及び家族の希望に基づき委託先の選定を行うとともに委託状況を毎月目黒区へ報告します。

イ 電話や窓口においてケアマネジャーの選定を希望される方には、地区の居宅介護支援事業所の受入れ状況を確認した「空き状況シート」を配付し、利用者自ら選択してもらいます。

② 個人情報及び特定個人情報の取り扱い

「目黒区個人情報の保護に関する法律施行条例」「目黒区個人番号の利用に関する条例」遵守のほか「個人情報保護に関する覚書」を遵守します。

③ 地域包括支援センター運営連絡会及び所長会

区が開催する地域包括支援センター運営連絡会・所長会に出席する他、区が主催する各種会議体にも出席し、区各所管や関係機関・団体と緊密な連携を図ります。

以 上